

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府省庁名 <u>経済産業省</u>															
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																	
要望項目名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 【現行制度(R2年度～)】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">発電事業・小売事業</td> <td style="width: 15%;">左記以外の電気供給業等</td> <td colspan="2" style="width: 55%;">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課税標準</td> <td>収入割 付加価値割 資本割</td> <td style="text-align: center;">収入割</td> <td style="text-align: center;">所得割</td> <td style="text-align: center;">付加価値割 資本割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">税率</td> <td>収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%</td> <td style="text-align: center;">1.3% (0.3%)</td> <td>400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)</td> <td style="text-align: center;">1.2% 0.5%</td> </tr> </table> <p>※（ ）内は、特別法人事業税に係る税率</p> <p>・ 特例措置の内容 電気供給業の課税方式については、従来収入金額が課税標準となっていた。小売全面自由化により、電力市場への異業種からの参入増加等を踏まえ、業種間の「課税の公平性」の観点から、令和2年度税制改正において、一部の事業について外形標準課税を導入した。2020年（令和2年）に発送電分離及び小売規制料金の原則撤廃等が行われ、競争が一段と激しくなる中で、業種間の「課税の公平性」を回復するためにも、一般の競争下にある事業と同様の課税方式への変更を要望する。</p>				発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）		課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割 資本割	税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2% 0.5%
	発電事業・小売事業	左記以外の電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）															
課税標準	収入割 付加価値割 資本割	収入割	所得割	付加価値割 資本割														
税率	収入割 1.05% (0.3%) 付加価値割 0.37% 資本割 0.15%	1.3% (0.3%)	400万円以下の金額 1.4%(1.0%) 400万円超800万円以下の金額 2.5%(1.8%) 800万円超の金額 3.6%(2.6%)	1.2% 0.5%														
関係条文	地方税法 第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の4及び第72条の24の7 地方税法施行令 第22条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 第2条、第5条、第6条及び第7条																	
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)																	
		ページ	1 - 1															

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>電気供給業の法人事業税については、当該事業が地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式の下で行われることを前提に、保有する設備や従業員の規模に比して所得が低く抑えられること（事業規模に対する所得の過少性）及び電気料金算定時に原価算入し使用者である消費者に転嫁すること（法人事業税の回収確実性）ができることを根拠として、1949年度（昭和24年度）以降収入金額を課税標準とする課税が行われてきた。</p> <p>しかし、1995年（平成7年）より発電部門は全面自由化されており、また、「電力システムに関する基本方針（平成25年4月2日閣議決定）」に基づく電気事業法の改正に基づき（平成26年6月11日関連法案成立）、2016年（平成28年度）4月1日より、小売部門の全面自由化（上述の地域独占（垂直一貫体制）及び総括原価方式に基づく規制料金の原則廃止）が行われ、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった。実際に、エリアによっては新電力シェアが2割を超えるなど、異業種からの参入を含めて競争が進展している。さらに2020年（令和2年）送配電部門の法的分離及び小売規制料金の原則撤廃により、競争は更に進展している。</p> <p>その中で、電気供給業に係る法人事業税については、令和2年度税制改正で発電・小売電気事業全体において2割程度の見直しが行われたものの、引き続き他の一般的な事業と異なる課税方式が適用されているため、異業種からの参入が相次ぐ状況下においては、新規参入者の間で課税方式・負担に格差が生じる状況にあり、競争環境の公平性が担保されておらず、特に新規参入者にとっては参入障壁ともなり得る。こうした状況下において、事業者間の「課税の公平性」を確立することにより、更なる競争を促進することを目的とし、本措置を要望する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>電力システム改革に伴い、電気供給の対価たる電気料金は、規制官庁による認可を受ける規制料金から、他の一般の事業における財・サービスの提供の対価と同様に市場競争を通じて消費者が選択することができる自由料金へと変容（今後、経過措置料金も順次撤廃）していることから、電気供給業者はコスト低減による競争力ある価格設定やそれに伴う顧客の獲得等を通して利潤最大化（所得の最大化）を図ることが可能となっている。また、地域独占が撤廃されたことも相まって、課税分を料金原価に算定し消費者に確実に転嫁することも難しい状況になっている。以上のように、他の一般の事業と同様に競争環境下に置かれることとなった電気供給業においては、当初他の一般の事業と異なり収入金課税方式を採用することとなった根拠となる事由は失われており、なお従前通りの収入金額を課税標準とする課税方式を存置する必要性に乏しいと考えられる。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進展状況や、2020年（令和2年）に実施された送配電部門の法的分離等の措置を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の課税方式を措置することを通じ、課税の公平性を確立し、更なる競争の進展を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	他業種からの新規参入者を含め、すべての電気供給事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	事業間の税負担の公平性が図られることにより、電力市場における更なる競争の進展に寄与することが期待される。なお、本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、「課税の不公平」を是正する措置であることに留意。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電施設解体準備金（国税・法人税） 電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税） 電気事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電気事業における小売全面自由化に伴う電力市場における競争の進捗状況や、2020年（令和2年）に実施された法的分離等を勘案しつつ、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、他の一般の事業と遜色の無い、実態に沿った課税方式を措置することを通じ、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確立していく本措置は妥当である。
	ページ	1 — 3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	昭和 59 年度より継続的に要望 令和 2 年度改正要望によって、発電・小売事業については 2 割程度を見直し。
ページ	1 — 4

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）	
要望項目名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和2年に成立した強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（エネルギー供給強靱化法）の施行に伴い、以下制度が導入される。</p> <p>○災害復旧交付金制度の創設 電力広域的運営推進機関に、電力事業者が事前に災害に備えて資金を拠出し、災害時に被災設備を有する事業者、停電の早期復旧のための対応に関する費用について災害復旧交付金を交付することで、事業者による停電の早期復旧のための対応を制度的に担保する。</p> <p>○配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 災害時の迅速な復旧等の観点から、地域において、一般送配電事業者の送配電網を活用し、小型の電源等を含む配電網を運営しつつ、緊急時には独立したネットワークとして運用可能となる配電事業を電気事業法上位置づけ、配電事業ライセンスを創設する。 また、緊急時に分散型電源である自家用電気工作物の設置者への指令を可能にするため、分散型電源等を束ねて電気の供給を行う事業者を特定卸供給事業者として電気事業法上位置づけ、特定卸供給事業ライセンスを創設する。</p> <p>・ 特例措置の内容 こうしたことから以下の特例措置等、電気事業法の改正に伴う必要な各種税制措置の創設等を要望する。</p> <p>○災害復旧交付金制度の創設 被災した設備を有する一般送配電事業者等が受け取る災害復旧交付金を、法人事業税の対象課税となる収入金額から控除する。</p> <p>○配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 配電事業者及び特定卸供給事業者は、電気事業者としてそれぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の安定供給義務を負うため、一般送配電事業者及び発電事業者と同様の以下の税制措置等を適用する。 ・ 両事業者への収入金課税方式の適用、対応する分割基準の適用、課税標準算定時の該当する控除措置の適用（法人事業税） ・ 両事業者への事業所税の非課税措置適用（事業所税） 等</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法第27条の12・24、第72条の2、第72条の48、附則9条の22、第701条の34 地方税法施行令第22条 〕	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
ページ	2 — 1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ○災害復旧交付金制度の創設 ・昨今の災害の激甚化に伴い全国大で対処する必要が生じている状況も踏まえ、災害を各エリアではなく全国大の課題と捉え、他電力応援費用や仮復旧作業費用といった早期復旧に資する費用を全国で負担する災害復旧交付金制度を導入する。具体的には、電力広域的運営推進機関に、一般送配電事業者等が災害に備えて事前に資金を拠出し、災害時に被災設備を有する事業者、他エリアからの応援といった停電の早期復旧のための対応に関する費用について災害復旧交付金を交付することで、一般送配電事業者等による停電の早期復旧のための対応を制度的に担保し、災害時の早期復旧を促すもの。 ・一般送配電事業者等の法人事業税は、各事業年度の収入金額に対して課税することとされており、被災した場合に交付される災害復旧交付金についても、事業税の課税対象となりうる。 しかし、当該交付金は相互扶助を理念として、特定の事業者が資金を出し合い、被災した場合に災害復旧関連費用を補填する、いわば保険金的性質を有しており、この補填額が目減りすることは、本制度の主旨に反する。また、交付金の原資となる会費は、需要家から回収した際に法人事業税が課税されており、広域機関から交付された際にも法人事業税が課税されると、需要家から直接費用を回収した際と比較して、二重課税が発生することとなる。 ・このことから、重複した課税を回避する観点および政策的な必要性を踏まえ、法人事業税の課税標準の算定にあたっては、広域機関から交付される災害交付金を控除対象とすることが適当と考える。</p> <p>○配電事業ライセンス及び特定卸供給事業ライセンスの創設 <配電事業ライセンスの創設> ・災害発生時に地域内の電源を活用することで、早期に地域内の電力供給を安定させ、停電被害を最小化することが可能である。このため、地域の配電設備の維持・運用を効率的に行う分散型電力システムの構築の重要性が高まっている。 ・また、近年のAI、IoT技術等の高度化により、平時から特定地域における配電設備の独立した維持・運用を行い地域内の電気の需給調整を行うことで、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。 ・上記のような災害復旧（レジリエンス強化）やコスト効率化等の観点から、新たに電気事業法上に配電事業者を位置づけ、令和4年4月より配電事業ライセンスを創設する。</p> <p><特定卸供給事業（アグリゲーター）ライセンスの創設> ・需要家側の需要を抑制し、電力需要を下げることで実際に電気を発電することと同等の価値を創出するネガワットや、発電事業の規模に満たない小規模電源や蓄電池等の分散型電源（ポジワット）を集約した上で、小規模事業者、一般送配電事業者等に卸供給をする新たなビジネスモデルが拡大している。このため、相当程度の規模に及ぶ者については、安定供給確保の観点から、適切な規律を課す必要が生じている。 ・また、平成30年9月に発生した北海道エリアのブラックアウトにおいて、政府が特定自家用発電設備設置者の一部に焚き増し等の依頼を直接行った経験から、平時から分散型電源を束ねて電力卸供給を行うものを把握し、効率的に焚き増しの指令を可能とすることの重要性が認識された。 ・上記のような安定供給確保と災害復旧の観点から、新たに電気事業法上に特定卸供給事業者を位置づけ、令和4年4月より特定卸供給事業ライセンスを創設する。</p> <p>上記の配電事業者及び特定卸供給事業者は、電気事業者としてそれぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の安定供給義務を負うため、一般送配電事業者及び発電事業者と同様の税制措置を適用することが適当と考える。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>
<p style="text-align: center;">ページ 2 — 2</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス ○背景となる法律 強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年6月12日成立）
	政策の達成目標	災害時の迅速な復旧や送配電網への円滑な投資、再エネの導入拡大等のための措置を通じて、強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	○災害復旧交付金制度 適年間交付見込額：数十億円程度（2018、2019年の実績を元にした試算額） 適用見込事業者：一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者（計13者、2020年8月19日現在） ○配電事業ライセンス・特定卸供給事業ライセンス 新設される配電事業の申請については、初年度において数件程度が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	○災害復旧交付金制度 他電力からの応援費用や、仮復旧作業といった、停電からの早期復旧を優先するために生ずるコストの増大への備えを制度的に担保することで、災害時の停電からの早期復旧を促す。 ○配電事業ライセンス・特定卸事業ライセンス 配電事業者及び特定卸供給事業者に対して、それぞれ一般送配電事業者及び発電事業者と同等の税制措置を講じることで、同等の安定供給義務等を有する事業者間の「課税の公平性」を確保することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3		府省庁名 経済産業省																																	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																																			
要望項目名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更																																			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">課税標準</th> <th rowspan="2">ガス供給業（※） 収入金額</th> <th colspan="2">その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）</th> <th colspan="2">その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">付加価値割、資本割、所得割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">税率</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">1.0%</td> <td style="text-align: center;">800万円超</td> <td style="text-align: center;">7.0%</td> <td style="text-align: center;">付加価値割</td> <td style="text-align: center;">1.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円以下 400万円超</td> <td style="text-align: center;">5.3%</td> <td style="text-align: center;">資本割</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">400万円以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3.5%</td> <td style="text-align: center;">所得割</td> <td style="text-align: center;">800万円超</td> <td style="text-align: center;">1.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">800万円以下 400万円超</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">400万円以下</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（以下、「経過措置料金規制対象事業者」という。）以外の者が行うものを除く。</p> <p>・ 特例措置の内容 平成30年度税制改正において、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業以外のものうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うガス供給業の課税方式については、その他の事業と同様の課税方式に見直されたが、ガスシステム改革による事業環境や競争状況の変化を踏まえ、未だ収入金課税の対象となっているガス供給業の法人事業税について、「その他の事業」と同様の課税方式へ変更する。</p>			課税標準	ガス供給業（※） 収入金額	その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）		その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）		所得割		付加価値割、資本割、所得割		税率	1.0%	800万円超	7.0%	付加価値割	1.2%	800万円以下 400万円超	5.3%	資本割	0.5%	400万円以下	3.5%	所得割	800万円超	1.0%	800万円以下 400万円超	0.7%	400万円以下	0.4%				
課税標準	ガス供給業（※） 収入金額	その他の事業 （資本金1億円以下の普通法人）				その他の事業 （資本金1億円超の普通法人）																														
		所得割		付加価値割、資本割、所得割																																
税率	1.0%	800万円超	7.0%	付加価値割	1.2%																															
		800万円以下 400万円超	5.3%	資本割	0.5%																															
		400万円以下	3.5%	所得割	800万円超	1.0%																														
				800万円以下 400万円超	0.7%																															
400万円以下	0.4%																																			
関係条文	<p>〔 地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7 地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条 〕</p>																																			
減収見込額	<p>[初年度] ー (ー) [平年度] ー (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>																																			
要望理由	<p>（1）政策目的 ガス導管事業等のガス供給業の法人事業税の課税標準は収入金額とするとされており、「その他の事業」と異なる扱いになっている。以下に記載の理由から、「課税の公平性」を確立するため、一般の競争下にある「その他の事業」を行う企業と同様の課税方式に改めるものである。</p> <p>（2）施策の必要性 ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由については、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制により所得が低く抑えられるため所得金額に対する課税では事業規模に見合った税負担とならないこととされているが、その前提は以下のとおり、大きく変化している。具体的には、ガス事業における規制緩和については、大口需要に対する自由化範囲が平成16年4月から50万㎡以上に、19年4月からはさらに10万㎡以上へ拡大され、平成29年4月からは小口も含めて全面自由化された。小売全面自由化を契機に小口の都市ガススイッチングが進むとともに、産業用等（大口）でも、燃料獲得競争が激化している。さらには、ガスは代替性があるエネルギーであることから、LPGや灯油等との競争に加え、昨今のオール電化住宅の普及による競争も激化しており、ガス供給業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、このため、ガス供給業においては既に一般の産業と同様の競争が発生しており、事業税の価格転嫁が容易であるという状況にはない。ガスシステム改革（平成27年6月にガス事業法改正）による小売の地域独占撤廃及び料金規制原則廃止が実施されたことを機に「課税の公平性」を確立することは、新規参入者と既存ガス事業者との競争活性化による料金抑制、更なる天然ガス利用拡大に寄与し、ガスシステム改革の目的達成に資することから、現行の課税方式の見直しが必要である。</p>																																			

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス																																				
	政策の達成目標	<p>ガス供給業は、法人事業税として収入金額（ガス売上）に課税されることから、他の一般企業と同等の税負担水準とすることを通じて、課税の公平性を図る。</p> <p style="text-align: center;">売上高に対する租税負担率の業種間比較 (単位：%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ガス</th> <th>全産業</th> <th>製造業</th> <th>化学工業</th> <th>石油製品等製造業</th> <th>鉄鋼</th> <th>機械製造業</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>5.6 (3.6)</td> <td>2.0 (0.8)</td> <td>2.0 (0.7)</td> <td>2.6 (0.5)</td> <td>0.9 (0.3)</td> <td>1.4 (1.0)</td> <td>1.7 (0.5)</td> <td>4.6 (3.9)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5.5 (3.4)</td> <td>1.9 (0.7)</td> <td>1.9 (0.5)</td> <td>3.0 (0.5)</td> <td>0.8 (0.2)</td> <td>1.6 (1.0)</td> <td>1.8 (0.4)</td> <td>3.9 (3.6)</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4.7 (3.2)</td> <td>2.0 (0.7)</td> <td>1.9 (0.5)</td> <td>2.5 (0.6)</td> <td>0.5 (0.2)</td> <td>1.3 (0.9)</td> <td>1.9 (0.4)</td> <td>4.0 (3.4)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：法人企業統計年報（財務省）他 ※下段は事業税外形部分及び固定資産税等</p>		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力	H28	5.6 (3.6)	2.0 (0.8)	2.0 (0.7)	2.6 (0.5)	0.9 (0.3)	1.4 (1.0)	1.7 (0.5)	4.6 (3.9)	H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)	H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)
		ガス	全産業	製造業	化学工業	石油製品等製造業	鉄鋼	機械製造業	電力																													
	H28	5.6 (3.6)	2.0 (0.8)	2.0 (0.7)	2.6 (0.5)	0.9 (0.3)	1.4 (1.0)	1.7 (0.5)	4.6 (3.9)																													
	H29	5.5 (3.4)	1.9 (0.7)	1.9 (0.5)	3.0 (0.5)	0.8 (0.2)	1.6 (1.0)	1.8 (0.4)	3.9 (3.6)																													
H30	4.7 (3.2)	2.0 (0.7)	1.9 (0.5)	2.5 (0.6)	0.5 (0.2)	1.3 (0.9)	1.9 (0.4)	4.0 (3.4)																														
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																					
同上の期間中の達成目標	ガス使用者の利益保護や、ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向け、「その他の事業」との公平な競争条件を確保する。																																					
政策目標の達成状況	—																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	私営都市ガス事業者（旧一般ガス事業者）175社、 特定ガス導管事業者30社（2020年8月末時点） その他、新規参入者のうち「ガス製造事業者」に該当するガス小売事業者にも影響する場合あり																																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（ガス事業）に対する「課税の公平性」を確立するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものであり、個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による措置が適している。</p> <p>本措置がない場合、その他の産業との税負担水準の格差が改善されない。</p>																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																																				
	要望の措置の妥当性	本措置による効果は、ガス料金低廉化によってガス需要家に広く還元されるものである。また、自由化や燃料間競争の進展しているガス供給業において、「その他の事業」並みの税負担水準とすることは、課税の公平性の観点から妥当である。																																				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	公平な競争条件を確保するために、課税方式を「その他の事業」と同様とすることにより、「その他の事業」との税負担水準の格差を改善する。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 50 年度税制改正から「その他の事業と同一の扱い」にするよう継続的に要望。 ・ 平成 30 年度税制改正において、「ガス供給業」の対象範囲から、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のもののうち、ガス製造事業者及び経過措置料金規制対象事業者以外の者が行うものを除外。

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置			
要望内容（概要）	<p>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>令和4年度からのガス導管事業の法的分離に伴う分社化等により、不可避免的に外部化されるグループ会社間の取引等に係る各事業年度の収入金額。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>ガス供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。</p>			
関係条文	<p>地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条</p>			
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ガス事業については、ガスシステム改革を着実に実行するため、平成27年6月にガス事業法を改正。その一環として、ガス導管部門の一層の中立性を確保するため、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者においては、令和4年4月1日以降、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならないとされ、ガス導管事業を分離（ガス導管事業の「法的分離」）することとなっている。このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等（法人間取引等）として扱われることになる。</p> <p>法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められることとなるが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなる。</p> <p>競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的として、本措置を要望する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>同上。なお、法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望に係る措置は不要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	-			
			ページ	4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	その他（なお、別途要望している「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望に係る措置は不要である。）
	同上の期間中の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	3社
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	ガス事業者にとって分社化による不可避免的な法人事業税の追加負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業等の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置（地方税・固定資産税） ガス供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ガスシステム改革の一環である法的分離に伴うガス事業者の不可避免的な分社化により外部化された取引等による事業者の追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定的な供給等への影響を最大限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与することから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業が自社株式等を対価とした株式取得により、他社事業の支配を獲得（買収）しようとする場合及び既存子会社株式の買い増しを行う際における、株式譲渡損益に対する課税の繰延べ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①買収に応じた被買収法人の法人株式の株式譲渡益に対する課税の繰延べ ②買収に応じた被買収法人の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号 </div>	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模なM&A等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。</p> <p>また、第4次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&Aにより外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。</p> <p>このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模なM&Aや成長性の高い企業によるM&Aなど、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日） 4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) スピンオフを含む事業再編の促進</p> <p>・ 既存企業がイノベーションを成功させるためには、①新規事業の実験と行動（知の探索）と、②既存事業の効率化と漸進型改善（知の深化）の両者を同時に行う「両利き経営」（オライリー&タッシュマン（2016））が必要との指摘がある。</p> <p>・ 大企業をはじめとする既存企業が「両利き経営」をしやすいとするため、①スタートアップ企業のM&Aなどによる連携促進や、②スピンオフを含む事業再編の環境整備を図る必要がある。</p> <p>（略）</p> <p>・ 自社株対価M&Aについて、グローバルなイコールフットィング確保の観点から、2019年に創設された「株式交付制度」の活用を促進するための制度的対応を検討し2021年度の実施を目指す。</p>	

	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>令和元年12月に成立した改正会社法において、自社株式等を対価とするM&Aについて、新たに「株式交付制度」が創設され、この新たな制度が実務において活用されるためには、これに対応した税制改正が併せて行われる必要がある。</p> <p>我が国企業の収益性向上のため、持続的な成長に向けて自社株式等を対価に用いた他社の支配権獲得や子会社株式の買い増しを行う際の課税繰延べを認めることで、グローバル競争が厳しさを増す中、競争環境を整備する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限を定めない措置
	同上の期間中の達成目標	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで対象会社の株主に課税が生じることなどが制約要因となってほとんど行われてこなかった自社株式等を対価とした株式取得による M&A について、本措置により制約要因が解消されれば、株式を対価とした大胆な事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	株式対価 M&A を行う際に株主課税が生じると、M&A 自体が不成立になるリスクが高まることから、事実上選択肢とならない。株式交付が活用されるために、事業再編の円滑化を後押しする政策的な税制措置として、株式交付を用いた株式対価 M&A における株主課税を繰り延べる税制上の支援措置を講じることは、その手法として妥当である。
	ページ	5—3

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度及び平成 25 年度において、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の認定を受けて行う自社株対価 TOB に係る株式譲渡益に対する課税の繰延等について要望。平成 30 年度において、「産業競争力強化法」における認定を受けて行う自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べ措置を創設。令和 2 年度において、会社法における株式交付制度の創設を念頭に、自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べを要望。検討事項とされた。
ページ	5—4

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ・ 特例措置の内容 2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、大阪・関西万博の参加者に課せられる地方税につき、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、税制上の所要の措置を講じる。	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国際博覧会の開催にあたっては、国際博覧会条約及び関連規則において、参加国・参加者に税制面で便宜を図ることが求められている。</p> <p>税制面の措置については、参加国の出展コストに大きな影響を与える重要な事項であり、日本政府がこれらに基づく措置を講じることを約し、各国に対し参加を促していくことで、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国際博覧会の開催は、我が国が有する最新技術や文化、地球規模の課題の解決に向けた我が国の取組みを国際社会に発信し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるために極めて重要なイベントである。一方で、国際博覧会の開催に際しては、参加契約を締結してパビリオンを出展する各参加国等、世界各地からの来日が予想される。</p> <p>非居住者が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質により、我が国で住民税等を課税されることがあり得るが、その際に、その非居住者が、当該所得についてその居住地国でも課税を受けることにより、国際的²二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は2020年8月1日現在で、139カ国・地域との間で租税条約を締結し、国際的²二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、すべての国・地域を網羅するものではないため、世界中の国・地域からの参加が見込まれる大阪・関西万博においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、政府代表者をはじめとする全ての参加者について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 クールジャパン
	政策の達成目標	大阪・関西万博の円滑な準備及び運営を実現し、成功裡の開催につなげる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国際的二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の改正要望を行う。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国際的二重課税の排除等に伴い、博覧会参加者に対する我が国の課税の公平性が確保され、大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に資する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	7	府省庁名 <u>経済産業省</u>	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新型コロナウイルス感染症の影響等による産業構造の転換を踏まえた我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置の検討		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により、不可逆なビジネスモデルや産業構造の変化がもたらされ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められることを踏まえ、我が国企業の産業競争力の強化に資する税制措置について、新たな措置の新設や既存の措置の見直しも含め、幅広く検討を行う。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	[初年度] - (-)	[平年度] - (-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 我が国企業が「新たな日常」に適応していくために行う、従前とは異なる事業領域への進出等の取組を支援し、我が国の産業競争力の強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 本年4-6月期GDPの1次速報によれば、実質GDPは前期比7.8%減、年率換算で27.8%減となっており、リーマンショックの影響を受けた2009年1-3月期を超える過去最大の減少率となるなど、新型コロナウイルス感染症による日本企業への影響は甚大なものとなっている。 一方で、海外では、既にDX（デジタルトランスフォーメーション）を実施していた企業を中心に、コロナ禍においても売上を増加させているなど、不確実性の高い時代においても生き抜ける構造に転換してきている。 日本企業の中には、With/Post コロナを見据え、「新たな日常」に対応した新商品・サービスの開発やDXの推進など、企業戦略を見直す動きが見られるものの、今回の新型コロナウイルス感染症による影響など、経済社会情勢の変化はこれまで以上に事業者にとって予見し難く不確実性の高いものとなっている。 こうした足下の状況を踏まえれば、我が国企業が不確実性の高い「新たな日常」に適応するために行う一定の経営上のリスクを伴う取組を進めていくことについて、政府として、法律改正や予算・金融措置等と合わせたパッケージの一部として税制措置を講じ、もって日本企業の事業活動を継続する能力を高めることは、我が国の産業競争力の維持・強化の観点から必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 新陳代謝 技術革新</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～ (令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>第3章 「新たな日常」の実現</p> <p>1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)</p> <p>デジタル化の推進は、日本が抱えてきた多くの課題解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体のDXが「新たな日常」の原動力となる。デジタル化の遅れや課題を徹底して検証・分析し、この1年を集中改革期間として、改革を強化・加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理する。</p> <p>(2) デジタルトランスフォーメーションの推進</p> <p>Society5.0の実現を目指してきた従来の取組を一步も二歩も進め、「新たな日常」の定着・加速に向け、各種支援や規制改革等を通じ、地域を含む社会全体のDXの実装を加速する。企業のDXに関する取組を促すため、経営者に求められる対応をデジタルガバナンス・コードとして2020年度中に策定し、その普及を図る。大企業と中小企業間の取引のデジタル化やIoT、AI等の活用による物流の最適化・効率化など、サプライチェーンにおけるデジタル化やAI、ロボットの導入を推進する。新しい生活様式を新たなビジネスチャンスとすべく、EC販売の拡大など、非対面型ビジネスモデル転換への取組を支援する。地理空間(G空間)情報の高度活用や衛星データの利用拡大を図る。(後略)</p> <p>3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上 (前略) デジタル化等の課題への対応により社会変革を牽引し、Society5.0を世界に先駆けて実現するため、リーマンショック後の投資停滞を繰り返さないよう、新たな時代を切り拓き、真に社会と共にある科学技術・イノベーションを強力かつ戦略的に推進する。</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションの加速</p> <p>(前略) また、官民連携による戦略的な研究開発投資について、企業による外部研究資源の活用や目利き人材によるマッチングなどの取組の支援、官民連携主体の外部化の検討、スタートアップ企業への投資促進支援、大企業とスタートアップ企業の契約適正化やスピノフを含む事業再編を促進するための環境整備などを通じて、オープン・イノベーションを推進するとともに、イノベーション・エコシステムの維持・強化に向けた取組を推進する。(後略)</p> <p>5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現</p> <p>(3) サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築</p> <p>感染症の拡大の影響により脆弱性が顕在化したことを踏まえ、生産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強靱化を進める。(後略)</p>
	ページ	7—2

○成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）

第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

2. 今後の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じ、これまでの、①一極・大都市集中で、デジタルトランスフォーメーション（DX）が遅れ、距離が意味を持つ経済社会、②特定の場所で問題が起きれば全てのサプライチェーンが崩壊するような、短視眼で極限まで無駄がない経済社会、が問われている。

ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会の基本理念としては、

- ①新しい働き方を定着させ（テレワーク・在宅勤務、時差出勤、兼業・副業等）、リモートワークにより地方創生を推進し、DXを進めることで、分散型居住を可能とする社会像、
- ②変化への対応力があり、強靱性・復元力を持った長期的な視点に立った社会像、
- ③企業も眼前の利益にとらわれず、長期的なビジョンに立った企業像、
- ④脱炭素社会・循環経済の実現も含め、持続可能性を持った社会像、

の設計が求められている。

このため、例えば、以下の項目について、今後、検討を行う。

(5) 産業再生・事業再構築

①産業構造の変化

- ・ビジネスモデルの変化、産業構造の変化への対応
- ・特定の場所・国に依存しない、危機時に柔軟に対応できるサプライネットの構築

②オープン・イノベーションの促進

- ・スタートアップ企業との連携など、オープン・イノベーションを通じた大企業の事業変革
- ・無形資産への投資

○統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

第Ⅱ部 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による我が国の難局への対応

第2章 具体的施策

3. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進と強靱で持続可能な社会・経済構造の構築～反転攻勢と社会変革～

今般、社会生活の多くの側面に変更が強いられ、その過程において、我が国のデジタル化の遅れや社会システムの脆弱性が露呈した。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行以前と全く同様な状況に戻るわけではなく、新型コロナウイルス感染症の存在を前提とした社会が継続する可能性が高い。しかしながら、リスクを最小化しつつ、一方で生産性の向上を図り、また人と人の豊かなつながりが維持される、ニュー・ノーマルとも言えるべき新しい日常を導入・実現していくことは可能であり、その大きな鍵がコミュニケーションや社会の有り様を大きく変革する可能性を持つデジタル・トランスフォーメーション（DX）である。

また、強靱で持続可能な社会・経済構造を構築していくためには、DXの推進とともに、脱炭素社会、循環経済、分散型社会の設計が求められている。

この困難を大きな契機として捉え、ニュー・ノーマルへの適用を果たすとともに、反転攻勢と社会変革に向けて、教育、研究、農業等のあらゆる業の非接触化や宇宙などの新たなデータ利用を推進するDXや、強靱で持続可能な社会・経済構造の構築を科学技術・イノベーションの力により進める必要がある。

	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	8	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充		
要望内容（概要）	<p>法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入金額不算入について、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号（業務の範囲）及び福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に令和3年度等の新規補助事業を追加する。</p> <p>令和3年度新規補助事業(令和2年9月17日現在、変更の可能性あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素社会構築技術開発事業 ・地熱発電導入拡大研究開発・地熱発電導入拡大研究開発 ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業 ・全固体電池革新的高速生産技術開発 ・革新的自律リモート技術開発（仮） ・航空機向け革新的生産プロセス開発事業 ・5G等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業 ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業 <p>令和2年度第1次補正予算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業 <p>令和元年度補正予算事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発 ・安全安心なドローン基盤技術開発 		
関係条文	<p>地方税法第32条第2項、第313条第2項</p> <p>所得税法第42条第1項、同施行令第89条第1項第2号・第3号</p> <p>法人税法第42条第1項、同施行令第79条第1項第2号・第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲704 (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民間企業等の研究開発及び技術開発に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に参入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発に支障をきたすことになる。そのため、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号）及び「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第7条第1号」に基づくNEDO補助事業については、法人税法及び所得税法の本則により、固定資産等の圧縮額の損金算入及び総収入金額不参入が認められているところであるが、令和3年度においても補助事業の新規追加が見込まれるため、本税制において当該新規補助事業の追加措置が必要。</p>		
ページ		8 - 1	

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	8—2
-----	-----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 技術革新
	政策の達成目標	民間企業等による実用化のため、応用技術開発の一層の促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	8—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減収額（経済産業省試算） 平成 27 年度： 929 百万円 平成 28 年度： 1,331 百万円 平成 29 年度： 1,031 百万円 平成 30 年度： 1,667 百万円 令和元 年度： 1,231 百万円 令和 2 年度： 1,393 百万円（見込）
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。 以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。現在継続中の事業については以下の通り。</p> <p>平成 20 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー革新技術開発事業（平成 24 年度から「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」に統合） <p>平成 22 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーベンチャー技術革新事業（令和元年度から「新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業」に名称変更） <p>平成 24 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略的省エネルギー技術革新プログラム（令和 3 年度から「脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム」に名称変更予定） <p>平成 26 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電等導入支援事業 <p>平成 27 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素社会構築技術開発事業 ・研究開発型ベンチャー支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 <p>平成 28 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際研究開発／コファンド事業 ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業（平成 29 年度から「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」に統合） ・高温超電導実用化促進技術開発 ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発
<p>ページ</p>	<p>8—4</p>

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト <p>平成 30 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋エネルギー発電実証等研究開発事業・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 ・ 超高压水素インフラ本格普及技術研究開発事業 ・ AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業 ・ 環境調和型プロセス技術の開発 ・ 宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業 <p>令和元年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト ・ 高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発 ・ Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業 ・ 再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発 ・ 再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発 ・ 省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発 ・ 未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・ 地熱発電技術研究開発 <p>令和 2 年度税制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業 ・ バイオジェット燃料生産技術開発事業 ・ 太陽光発電主力電源化推進技術開発 ・ 次世代複合材創製・成形技術開発 ・ 炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発 ・ 革新的ロボット研究開発等基盤構築事業
<p>ページ</p>	<p>8—5</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）	
要望項目名	割賦販売法の改正に伴う所要の改正	
要望内容 (概要)	<p>令和2年度の割賦販売法改正で創設された「認定包括信用購入あつせん業者」「少額登録包括信用購入あつせん業者」（両者の詳細は「新設・拡充又は延長を必要とする理由」欄参照）について、従前の「包括信用購入あつせん業者」と同様の措置、具体的には以下を措置することを要望する。</p> <p>【法人住民税、事業税関係】 ○法人税法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金の（個別評価金銭債権）の損金算入 ○租税特別措置法で「包括信用購入あつせん業者」に認められている、貸倒引当金（一括評価金銭債権）の損金参入</p> <p>【消費税関係】 ○消費税法で「包括信用購入あつせん」に認められている、消費者が登録包括信用購入あつせん業者に対して支払うクレジット手数料を非課税とする措置。</p>	
関係条文	<p>法人税（法人税法施行令第96条第5項第4号及び第9項第4号、租税特別措置法施行令第33条の7第4項第4号、第39条の86第3項第4号）、消費税（消費税法施行令第10条第3項第9号）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ICTの発展に伴う決済テクノロジーの進化を背景に、決済分野においてFin Tech企業の事業展開が拡大している。こうした時代背景を踏まえ、割賦販売法について、安全・安心を前提とした上での柔軟な規制体系への見直しを行った。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>近年の決済分野は、異業種からの参入も含め、多様な主体・サービスが登場している。特に、従来型のクレジットカードサービスとは異なる少額・低リスクの後払いサービス等、消費者ニーズにきめ細かく対応したサービスが誕生している。</p> <p>また、クレジットカード分野における与信に関しても、膨大な実績データ（ビッグデータ）等に基づき、AI分析等の新たな技術や長年培われたノウハウ等を用いてより精緻な与信審査を行う事業者が出現し、与信の精緻化が進んでいる。革新的な技術を取り込みつつ、こうした与信イノベーションを促進することで、過剰与信を防止しつつ、消費者が適正なサービスを楽しむことが可能となる。</p> <p>こうした近年の時代の変化を踏まえ、令和2年度の割賦販売法改正により、以下が措置された。</p> <p>① 登録包括信用購入あつせん業者（所謂クレジットカード会社）で、精度の高い限度額調査を行う能力のある者を対象とした認定制度を創設。認定を受けた「認定包括信用購入あつせん業者」は、従来の支払可能性見込額調査による方法に代えて、認定を受けた方法で「利用者支払可能見込額」を算定することにより限度額審査を行うことを可能とする。</p>	

② 低額・低リスクの後払いサービス、具体的には限度額が割賦販売法施行令で定める金額以下の者について、「登録少額包括信用あつせん業者」として新たな登録制度を創設し、事業の実態に見合う形で規制を合理化する。なお、本事業者の限度額審査は、従来の支払可能見込額調査ではなく、認定事業者同様「利用者支払可能見込額」の算定による。

他方で、「認定包括信用あつせん業者」「登録少額包括信用購入あつせん業者」は、上記の通り新しい措置を伴うものの、その事業の内容は「包括信用購入あつせん」である。そして、「包括信用購入あつせん業者」は、一定のリスク資産（貸し倒れる可能性のある債権）を保有するというビジネスの特徴から、貸倒引当金を損金算入することが認められている。加えて、消費者から収受するクレジット手数料について、消費税法上の措置も講じられている。したがって、今回創設された新規2類型についても、措置を行うことが必要。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	生活安全 商取引安全 【成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）】 「割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。」 【規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）】 「割賦販売法制について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。」
	政策の達成目標	割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 21 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更を受けた措置（租特） 平成 28 年改正 割賦販売法に規定する業の定義の一部変更等を受けた措置（法人税法本則、租特）

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会が出資する投資事業有限責任組合を通じて行う金銭貸付業の収益事業からの除外措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）又は信用保証協会が出資した再生ファンド等が、支援先企業に対して金銭債権の買取や再生計画の遂行上必要な融資などを行った場合、これらが収益事業である金銭貸付業に該当し、ファンドへの出資者である中小機構又は信用保証協会に帰属する損益が課税対象となっている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>中小機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号又は第14号に基づき行う資金の出資若しくは信用保証協会が信用保証協会法第20条第2項第4号に基づき行う資金の出資に係る業務として投資事業有限責任組合に対する出資を行い、当該投資事業有限責任組合が金銭債権の買取など金銭貸付けを行った場合に中小機構又は信用保証協会が行ったものとみなされる金銭貸付業について、法人税法施行令第5条第3号に規定する金銭貸付業の収益事業の対象から除外する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項</p> <p>法人税法第4条第1項、同法施行令第5条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲84（ - ） [平年度] ▲84（ - ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により事業継続が困難となった中小企業の再生などに対して地域のリスクマネーを供給し、持続的な地域経済の発展を促す。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>中小機構又は信用保証協会が直接行う金銭貸付業又は信用保証業は法人税法施行令第5条の収益事業の範囲から除外されており、また、中小機構や信用保証協会は、中小企業への再生支援等を行うファンドへの出資を公的な機関として各根拠法令に基づき実施しているため、中小機構や信用保証協会が出資するファンド（投資事業有限責任組合）が債権買取などの金銭貸付業を行う場合も、収益事業の範囲から除外されることが妥当である。</p> <p>特に今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、財務の痛んだ中小企業や借入債務の条件変更を行う中小企業に対する再生支援の要請が今後高まり、その際に事業再生に必要な資金を供出するものとして各地域に再生ファンドが組成されることが想定される。地域経済を構成し雇用を創出する中小企業への積極的な再生支援が必要と見込まれるなか、中小企業施策の実施機関として公的な立場からファンドに出資することができる中小機構や金融機関間の金融調整を担うことができる公的な機関である信用保証協会が、再生支援を行うファンドへの出資を行い、地域金融機関など地域経済を担う様々な機関の出資参加の呼び水となることがよりいっそう重要となるため、今般本措置を要望することとした。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	中小機構及び信用保証協会による円滑なファンド出資を可能とすることにより、地域のリスクマネーの供給を行い、中小企業の事業再生等を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業再生等のファンドは一般的には投資収益率が低いため、地域の金融機関だけでは取り組みづらいものであるが、ファンドの規模を拡大し、また、出資参加者を多く募るためにも公的機関である中小機構及び信用保証協会の参加による呼び水効果が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>中小機構及び信用保証協会は、法人税法上、同法別表第二に掲げる「公益法人等」に位置づけられており、法人税法施行令第5条に定められる34の収益事業から生じた所得についてのみ、法人税が課税されることとなっている。</p> <p>この点、本要望の対象となるファンド出資事業については、中小機構は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号及び第14号において事業再生等を行う投資事業有限責任組合に対する資金の出資が、また、信用保証協会は信用保証協会法第20条第2項第4号において投資事業有限責任組合が行う中小企業に対する投資事業に必要な資金の出資が、それぞれ規定されている。</p> <p>法人税法施行令第5条においては、中小機構又は信用保証協会が各根拠法令に基づき直接行う金銭貸付業又は信用保証業は公益性の高い業務として収益事業の範囲から除かれていることに鑑みれば、同様に各根拠法令に基づき行われるファンド出資事業から生じた所得についても、収益事業の範囲から除外することは妥当である。</p> <p>なお、事業再生等の地域経済や地方創生の課題を解決する枠組みとして活用されるファンドの組成に当たっては、投資回収率が低い上にリスクも高いため、地域金融機関等の参加を求めるには公的な機関としての中小機構や信用保証協会に対する出資参加による呼び水効果への期待が地方公共団体等からも寄せられている。したがって、公的な立場でファンドへの出資が可能な中小機構や信用保証協会の役割が重要であり、中小機構や信用保証協会がこれらの地域課題への解決に向けた期待に応え、積極的かつ円滑に出資を行うためにも、本要望は妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（地域未来投資促進税制）の拡充及び延長	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）の規定に基づき都道府県が承認した承認地域経済牽引事業のうち、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、当該承認地域経済牽引事業の用に供する施設・設備を新設・増設した場合に、当該新設・増設に伴い新たに取得等した機械装置・器具備品については取得価額の40%の特別償却又は4%の税額控除（上乘せ要件を満たした場合にあっては、取得価額の50%の特別償却又は5%の税額控除）、建物及びその附属設備・構築物については取得価額の20%の特別償却又は2%の税額控除ができることとする。ただし、対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円とし、税額控除額の上限は法人税額の20%とする。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○措置の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までとする。</p> <p>○地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準について、以下のとおり改正する。</p> <p>①課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件を、投資収益率・労働生産性に係る要件に改める。</p> <p>②課税特例の要件として、製品等のサプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を新たに追加する。</p>	
〔関係条文〕	<p>所得税（租税特別措置法第10条の4、租税特別措置法施行令第5条の5の2）</p> <p>法人税（同法第42条の11の2、同法第68条の14の3、同令第27条の11の2、同令第39条の44の3）</p> <p>地方税法第23条第1項4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第5項、同条第6項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲90 (▲516) [平年度] ▲90 (▲516)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	

要望理由	<p>(1) 政策目的 地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を支援することにより、地域の成長発展の基盤強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の地域経済は、人口減少が本格化する中で、東京圏とその他の地域との間には一人当たり県民所得等に差が存在しているなど、依然として厳しい状況にある。このような状況の下、我が国経済を持続的に成長させるためには、地域経済を牽引する事業を創出し、当該事業が地域経済を牽引することを通じて、地域全体の稼ぐ力を高めることが重要である。</p> <p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、その承認の要件として、高い付加価値額の創出や、雇用者数の増加等を通じた地域への経済的効果を求めており、地域経済を牽引する効果が大きいものと認められる。このため、平成 29 年度以降、地域経済牽引事業に対して課税の特例を措置し、地域経済を牽引する事業の創出を促進してきた。本税制措置に対する企業のニーズは大きい中、引き続き、本税制措置により地域経済牽引事業を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図る必要性は大きい。</p> <p>また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、今後の事業実施の見通しが不透明な状況となっており、投資計画の見直しを余儀なくされる事業者も増加している。とりわけ、雇用の下支え等の地域への経済的効果を有する地域経済牽引事業への投資の縮小・中止は、地域全体の景気低迷を招くおそれが高い。したがって、感染症の影響から地域経済を回復させていくためには、地域経済牽引事業への積極的な投資を強力に推進していくことが求められている。</p> <p>以上を踏まえると、本税制措置の適用期限を延長することにより、引き続き、地域経済牽引事業に対する支援を行うことが必要である。</p> <p>その際、本税制措置の政策効果をさらに高めるためには、感染症の影響による厳しい資金状況の下で投資額に比して大きな収益を上げる事業や、人口減少社会において限られた労働資本で高い付加価値を生み出す事業に重点化して支援を行うことが妥当である。このため、現行の課税特例の要件のうち、事業の先進性に係る要件については、事業の効率性を測る客観的かつ明確な指標として、投資収益率・労働生産性に係る要件に改めることが必要である。こうした要件の変更により、事業者の予見可能性を確保しながら企業の成長を促していくことは、改正地域未来投資促進法（令和 2 年 10 月 1 日施行）の趣旨とも整合的である。</p> <p>さらに、感染症の拡大により、我が国産業におけるサプライチェーンの脆弱性が顕在化している。このため、課税特例の要件として、サプライチェーンの強靱化に資する事業等の類型を追加することによって、緊急時においても重要な物資の供給を可能とする産業構造の構築を図ることが必要である。</p>
------	---

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	11—3
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業
	政策の達成目標	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年度末まで
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済牽引事業計画の承認計画数 2,448件（令和2年8月31日時点） ・企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業員一人当たり付加価値額変化率 2.62%（2013年～2018年の5年幾何平均） 	
有効性	要望の措置の適用見込み	約200件/年
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業者が、地域経済牽引事業計画のために新設等した家屋等について、地方公共団体が不動産取得税・固定資産税の課税免除等を行った場合に、減収補てん措置を講じている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域産業や地域企業の経営のデジタル化等を推進する「地域未来デジタル・人材投資促進事業」（30.0億円）の内数
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算は、地域経済を牽引する事業を行う事業者等に対し、デジタル技術を活用する新たなビジネスモデル案について、設備投資の前段階で必要な事業性評価等を支援するものである。本税制は地域経済を牽引する事業を行う事業者に対し、デジタル化に係るものも含めた設備投資を支援するものである。
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、事業者の策定する事業計画に関して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づき、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い付加価値額の創出等が見込まれるもの（地域経済牽引事業計画）として、都道府県の承認を受けた上で、 ・地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要となる。 <p>これは、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業のうち、更に地域の成長発展の基盤強化に特に資するものに限定して課税の特例措置を設定しているものであり、課税の公平原則に照らし、政策目的を達成するために必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、どのような業種・分野・企業形態が地域経済を牽引するかを国が一律に決定することは困難であることから、都道府県及び市町村が基本計画において定める事業実施に当たって生かすべき地域の特性等の事項に適合し、かつ、高い地域経済牽引効果が認められる事業については、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	<p>施行日（平成29年7月31日）から令和2年8月31日までに、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受け、課税の特例措置の対象となった承認地域経済牽引事業は1,602件である。</p> <p>①減収額実績（前回要望時の見込み） <特別償却> 平成29年度 0.09億円（35億円） 平成30年度 9億円（35億円）</p> <p><税額控除> 平成29年度 0.5億円（13億円） 平成30年度 41億円（13億円）</p> <p>②適用事業者数（前回要望時の見込み） <特別償却> 平成29年度 2件（113件） 平成30年度 73件（113件）</p> <p><税額控除> 平成29年度 5件（87件） 平成30年度 112件（87件）</p>
---------------	---

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	○適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額（H30年度） （単体法人） （単位：千円）				
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	58,456	442,696	177,194	209,714
	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	11,620	-	35,222	-
	（連結法人） （単位：千円）				
	措置名	道府県民税	事業税	市町村民税	地方法人特別税
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	199	1,655	604	715	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	329	-	997	-	

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）
 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が有効である。

前回要望時の達成目標
 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に対する経済的効果を及ぼす事業を集中的に支援することによって、地域の成長発展の基盤強化を図る。

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業は、令和2年8月31日時点で2,448件が承認されており、これまでの本税制措置の支援等により、着実に地域経済牽引事業が創出されつつある。今後、計画された事業期間（最長5年間）が終了する地域経済牽引事業が生じる中で、継続して一定数の地域経済牽引事業を創出していくためには、本税制措置の延長が必要である。</p> <p>また、政府全体の政策体系の中で、地域の成長発展の基盤強化に係る政策目標として以下が掲げられている。</p> <p>○ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」〔令和元年12月20日閣議決定〕 【重要業績評価指標】 (1) 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化（抜粋） ■企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率 年2%以上（2020～2024年度幾何平均）</p> <p>政策目標に対する進捗状況を見ると、「企業活動基本調査の調査対象となる地域未来牽引企業及び地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者からなる企業群の、常時従業者一人当たり付加価値額変化率」は、2013年～2018年の5年幾何平均で年2.62%となっており、感染症の影響の下で、引き続き同程度の伸び率を維持できるかは予断を許さない状況にある。</p> <p>したがって、政府全体でこうした政策目標を達成するためにも、地域経済牽引事業の創出や当該事業を実施する企業の成長を促していく必要があり、本税制の延長が必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成29年度 創設 平成31年度 延長・拡充（地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業（付加価値額増加率が一定以上）について、「機械装置・器具備品」の税額控除額又は特別償却額の上乗せ）</p>
<p>ページ</p>	<p>11—6</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	<p>① 自動車取得時のユーザー負担の軽減による需要喚起により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に <p>○日本再生戦略(平成24年7月)</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月)</p> <p>2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月)</p> <p>「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度)</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月)</p> <p>具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度)</p> <p>○未来投資戦略2018(平成30年6月)</p> <p>具体的な施策(I[2]1. エネルギー・環境)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>平成27年度 494万台</p> <p>平成28年度 508万台</p> <p>平成29年度 520万台</p> <p>平成30年度 526万台</p> <p>令和元年度 504万台</p>
		ページ 12-2

		<p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合></p> <p>平成23年度 16%</p> <p>平成24年度 21%</p> <p>平成25年度 23%</p> <p>平成26年度 24%</p> <p>平成27年度 29%</p> <p>平成28年度 36%</p> <p>平成29年度 37%</p> <p>平成30年 38%</p> <p>令和元年 39%</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○国内の自動車販売台数は約500万台で推移しており、これら自動車ユーザーの負担軽減となる。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成23年度 475万台</p> <p>平成24年度 521万台</p> <p>平成25年度 569万台</p> <p>平成26年度 530万台</p> <p>平成27年度 494万台</p> <p>平成28年度 508万台</p> <p>平成29年度 520万台</p> <p>平成30年度 526万台</p> <p>令和元年度 504万台</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>○エコカー減税（平成21年度から措置）等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合></p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.8%</p> <p>平成25年度 81.9%</p> <p>平成26年度 86.5%</p> <p>平成27年度 81.2%</p> <p>平成28年度 84.1%</p> <p>平成29年度 83.3%</p> <p>平成30年度 74.7%</p> <p>令和元年度 73.3%</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金</p> <p>—令和2年度予算額：130億円</p> <p>—電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p>

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、環境性能割についてグリーン化を強化するとともに、ユーザー負担の軽減を図り、次世代自動車だけでなく環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。</p> <p>一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリット自動車、クリーンディーゼル自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>環境性能割については、地方税法第 149 条第 3 項、第 157 条第 5 項、第 446 条第 3 項及び第 451 条第 5 項の規定により、2 年ごとに適用範囲の見直しを行うものとされている。</p>

税負担軽減措置等の
適用実績

<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合>

平成 22 年度 76.7%
平成 23 年度 81.9%
平成 24 年度 73.8%
平成 25 年度 81.9%
平成 26 年度 86.5%
平成 27 年度 81.2%
平成 28 年度 84.1%
平成 29 年度 83.3%
平成 30 年度 74.7%
令和元年度 73.3%

<エコカー減税>

○自動車重量税(財務省試算)

平成 22 年度 ▲ 724 億円
平成 23 年度 ▲1,018 億円
平成 24 年度 ▲ 347 億円
平成 25 年度 ▲ 440 億円
平成 26 年度 ▲ 720 億円
平成 27 年度 ▲ 610 億円
平成 28 年度 ▲ 730 億円
平成 29 年度 ▲ 720 億円
平成 30 年度 ▲ 660 億円
令和元年度 ▲620 億円

<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p><自動車取得税の時限的な非課税措置及び自動車取得税の時限的な税率軽減措置> 平成23年度 2,338億円 平成24年度 2,319億円 平成25年度 3,124億円 平成26年度 2,095億円 平成27年度 1,622億円 平成28年度 1,747億円 平成29年度 1,432億円 平成30年度 1,438億円</p> <p><中古車の取得に係る課税標準の特例措置> 平成23年度 473億円 平成24年度 559億円 平成25年度 1,227億円 平成26年度 1,526億円 平成27年度 1,323億円 平成28年度 1,487億円 平成29年度 1,174億円 平成30年度 1,230億円</p> <p><自動車税のグリーン化特例> 平成23年度 軽課分 313億円 重課分 237億円 平成24年度 軽課分 346億円 重課分 250億円 平成25年度 軽課分 308億円 重課分 256億円 平成26年度 軽課分 372億円 重課分 261億円 平成27年度 軽課分 469億円 重課分 389億円 平成28年度 軽課分 518億円 重課分 408億円 平成29年度 軽課分 469億円 重課分 428億円 平成30年度 軽課分 326億円 重課分 444億円</p> <p><軽自動車税のグリーン化特例> 平成28年度 軽課分 51億円 重課分 235億円 平成29年度 軽課分 45億円 重課分 269億円 平成30年度 軽課分 34億円 重課分 283億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	13	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除の見直し・延長	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠。外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった「新たな日常」への適応に向け、給与を含めた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p><参考：現行制度の概要> 企業が賃上げや設備投資を行う際に、①継続雇用者給与等支給額（※1）が前年度比で3%以上増加していること、かつ②設備投資額が減価償却費の9.5割以上であること、の2つの要件を満たしている場合には、給与等支給額の前年度からの増加額に雇用安定控除調整率を乗じた額を、付加価値額から控除する。</p> <p>・ 特例措置の内容 ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応のための事業変革の実現に向け、外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった給与を含めた多様な人材投資を支えていくため、所要の見直しを行う。</p> <p><参考> ※1…継続雇用者給与等支給額とは、前事業年度の期首から適用年度の期末までの間全ての月での給与等の支給を受けており、一般被保険者であった者を指す。</p>	
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第11項 地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項 租税特別措置法42条の12の5、68条の15の6 租税特別措置法施行令第5条の6の4、第39条の47</p>	
減収見込額	<p>[初年度] 精査中（精査中） [平年度] 精査中（精査中） [改正増減収額] ー</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	

要望理由

(1) 政策目的

現行の「賃上げ・生産性向上のための税制」は、「賃上げ」と「設備投資」という2つの要件を通じて、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の良い循環の実現を図るという政策目的の下、平成30年度から3年間の適用期限で運用をされてきたもの。賃上げについては平成26年度以降7年連続で賃上げの流れが継続し、本税制の効果もあり毎年2%程度の高水準の賃上げを実現(※1)。また、設備投資についても、これまで継続して増加傾向にある(※2)。

その一方で、今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さを踏まえれば、企業においてはまずは、雇用の維持や事業の継続のための人材の確保といった足元の喫緊の課題への対応が第一にあり、その上で、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業の変革や新たなビジネスモデルの構築に向けた給与を含めた人材投資の下支え・拡充を図っていくことが必要。

現下の世界・日本経済の状況や企業の経営環境は大きく変化しており、その変化も踏まえた見直しが必要。世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの数年の間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資を図っていくことが必要である。

(2) 施策の必要性

ウィズコロナ/アフターコロナの「新たな日常」に適応していくための企業の事業変革の取組を進めていくために、給与を含めた外部専門人材の獲得や社内人材の育成強化といった多様な人材投資の下支えが必要。

<参考>

※1…日本労働組合総連合会「春季生活闘争による賃上げ率」に基づく。

※2…財務省「法人企業統計調査」に基づく。

本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤、新陳代謝</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月閣議決定）（抜粋）</p> <p>① 第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 4. 「新たな日常」の実現 (iii) 「人」・イノベーションへの投資の強化 「新たな日常」の実現に向けた社会変革の推進力となる人材が従来に増して必要となっていることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進する。また、科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現する。デジタル化・人的資本形成・イノベーションの 3 分野、いわゆる無形資産への投資を強力に推進することが、将来の成長の鍵となる。</p> <p>② 第 3 章 「新たな日常」の実現 4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現 (2) 所得向上策の推進、格差拡大の防止 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、（中略）</p>
	政策の達成目標	給与を含めた多様な人材投資を通じた、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	世界・日本経済の状況や企業の経営環境がコロナ禍以前の水準に回復していくまでの間、まずは、企業における雇用の維持及び事業の継続のために必要な人材の確保等を下支えしつつ、「新たな日常」への適応のための事業の変革に向けた多様な人材投資を図ることが必要であることから、令和 4 年度末までの措置を講ずる必要がある。
	同上の期間中の達成目標	令和 4 年度における、①給与所得者の平均給与額と②従業員 1 人当たりの教育訓練費が、それぞれコロナ前の令和元年度の水準と比較して増加していること。

	政策目標の達成状況	<p>平成30年度時点の①給与所得者の平均給与額は約371.6万円（※1）、令和元年度の②従業員1人当たりの教育訓練費は約2.0万円となっている（※2）。</p> <p><参考></p> <p>※1…国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者1人当たりの平均給与額（各年における1年間の支給総額（給料・手当て及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額を給与所得者数で除したも）。令和2年9月末時点において、平成30年度の結果が最新のため、平成30年度の結果を記載。</p> <p>※2…厚生労働省「能力開発基本調査」における大企業（従業員300人以上）のOff-JT（OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）のことをいい、例えば、社内で実施する教育訓練（労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など）や、社外で実施する教育訓練（業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど）を含む。）に支出した教育訓練費（従業員1人当たり）。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化。産業構造の変化を見据えた企業の事業の変革に向けては、技術やビジネスにおけるイノベーションに資する人材の活用・育成が不可欠であり、外部専門人材の獲得による給与額の増加及び社内人材の育成強化による教育訓練費の増加を促すことにより、企業の多様な人材投資を下支えし、ウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた企業の事業変革の実現が図られる。</p>
ページ		13-5

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用に係る税制として、厚生労働省の雇用促進税制においては、東京 23 区から本社機能を地方に移転する事業や地方において本社機能を拡充する事業について、一定の要件を満たした場合に法人税の税額控除を講じているが、本社機能の地方移転・地方分散化を促すという政策目的に照らしても、本税制とは位置付けが異なる
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	今般の新型コロナウイルス感染症を契機とした世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明さは全国分け隔てなく影響するものであり、給与を含めた多様な人材投資を通じたウィズコロナ/ポストコロナの「新たな日常」への適応に向けた事業変革の実現という政策目標の達成のためには、産業問わず全ての企業を対象とした上で、全国遍く政策効果を行き渡らせる必要があるため、税制措置を講ずることが適当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>①減収額実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度 : 1,688 億円 ・ 平成 27 年度 : 1,724 億円 ・ 平成 28 年度 : 1,880 億円 ・ 平成 29 年度 : 2,034 億円 ・ 平成 30 年度 : 1,547 億円 <p>②適用事業者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度 : 4,075 件 ・ 平成 27 年度 : 3,980 件 ・ 平成 28 年度 : 3,787 件 ・ 平成 29 年度 : 3,645 件 ・ 平成 30 年度 : 2,843 件
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成している。</p> <p><参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」 2013 年 : 1.71%、2014 年 2.07%、2015 年 : 2.20%、2016 年 : 2.00%、2017 年 : 1.98%、2018 年 2.07%、2019 年 : 2.07%、2020 年 1.90%</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気的好循環の実現</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年度の所得拡大促進税制の創設以降、2%程度の高水準の賃上げを達成しており、これまで堅調に推移している。</p> <p><参考> 日本労働組合総連合会「春季生活闘争 回答集計結果について」2013 年 : 1.71%、2014 年 2.07%、2015 年 : 2.20%、2016 年 : 2.00%、2017 年 : 1.98%、2018 年 2.07%、2019 年 : 2.07%、2020 年 1.90%</p>

これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none">平成 25 年度：所得拡大促進税制（給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10%を税額控除）の創設。適用期限は平成 27 年度末。平成 26 年度：給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の 2 年延長。平成 27 年度：給与等支給額の総額増加要件の緩和平成 29 年度：給与等支給額の平均額増加要件の厳格化平成 30 年度：大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制（給与等支給額の前年度からの増加額の 15%又は 20%を税額控除）の創設。適用期限は令和 2 年度末。令和 2 年度：設備投資の減価償却費割合要件の厳格化
-----------	--

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	所得拡大促進税制の見直し及び延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、①及び②の要件を満たすときは、その中小企業者等の給与等支給増加額の15%（③及び④の要件を満たすときは25%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額を超えること ② 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の101.5%以上であること ③ 継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額の102.5%以上であること ④ 次のいずれかの要件を満たすこと イ 教育訓練費の額が前1年の教育訓練費の額の110%以上であること ロ 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたこと ※法人住民税については、国税に自動連動する。</p> <p>・特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。（令和4年度末まで） 適用要件について、賃上げに限定せず、従業員への給与等支給総額の拡大等に着目し、支援する。 （租税特別措置法第42条の12の5及び同第68条の15の6）。</p>		
<u>関係条文</u>	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第13項、		
減収見込額	[初年度] ー (▲25,516)	[平年度] ー (▲25,516)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 賃上げによる所得拡大を促す税制措置を実施することで、消費の拡大による経済の好循環を作り出し、持続的な経済成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値を従業員への給与に還元することを促し、所得の増加を通じた内需拡大を図ることが重要。 他方で、足下では新型コロナウイルスにより中小企業の経営環境の悪化が続いており、賃上げはおろか、雇用の維持への懸念も広がっている状況。 そのような中で、景気の早期回復を実現するためには、中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げによる所得の拡大を促す税制支援が引き続き必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋） 第2章 1.（4）消費など国内需要の喚起 個人消費の回復に当たっては、様々な支援策の迅速な実行を通じて雇用と生活を守り抜くこと、そして検査体制の拡充や早期のワクチン・治療薬の開発・普及等を通じて感染リスクに対する国民の不安払拭に努めることに加え、ポストコロナ時代に向けて、デジタル化・リモート化の加速等を通じた生産性の向上と賃金上昇の下での自律的な消費拡大という好循環の実現が見通せるまでの間、政策的な需要の下支えを継続する。</p> <p>第3章 4.（2）所得向上策の推進、格差拡大の防止 ② 最低賃金の引上げ 経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均 1000 円になることを目指すとの方針を堅持する。 他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）（抜粋） （抜粋） ＜経済の現状＞ 我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押しされており、国難とも言うべき厳しい状況に置かれている。回復を支えてきた内需のうち、個人消費はサービスを中心に、イベントの中止や自粛・外出控えにより、消費者マインドの悪化も相まって停滞に陥っている。 （中略） こうした中、アベノミクスの下で改善を続けてきた雇用・所得環境については、本年春季労使交渉では賃上げ率が昨年より幾分低下したものの引き続き多くの企業がベアを実施する一方で、感染症の影響を強く受け、パート・アルバイト労働者の収入が減少している。また、事業者は雇用調整助成金の活用等で何とか雇用維持を図ろうとしている一方、影響の大きい産業を中心に、求人の減少、派遣契約や採用内定の取消等の動きが現れ始めている。収束後の経済の力強い回復の実現に向け、事業活動の継続を強力に支援し、何としても雇用と生活を守り抜かなければならない。</p>
	政策の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	計画的・持続的な所得拡大の環境を実現する観点から、適用期間を令和4年度末まで延長する等の措置を講ずる。
同上の期間中の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現	

本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。

○賃上げの推進

※春季生活闘争による賃上げ率（日本労働組合総連合会（連合）調査）

年	平成 26	27	28	29	30	令和元
賃上げ率(%)	2.07%	2.20%	2.00%	1.98%	2.07%	1.90%

年	平成 22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.67%	1.71%	1.72%	1.71%

○雇用の維持

※就業者（総務省 労働力調査）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
就業者(万人)	6,371	6,401	6,465	6,530	6,664	6,724

年度	平成 22	23	24	25
就業者(万人)	6,298	6,293	6,280	6,326

○個人の所得水準の改善

※平均給与（国税庁 民間給与実態統計調査）

年度	平成 26	27	28	29	30
平均給与(万円)	3,614	3,612	3,562	3,671	3,716

年度	平成 22	23	24	25
平均給与(万円)	3,547	3,583	3,521	3,595

※雇用者報酬（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30
雇用者報酬(兆円)	261	265	271	276	285

年度	平成 22	23	24	25
雇用者報酬(兆円)	253	255	254	256

○消費拡大

※家計最終消費（除く持ち家の帰属家賃）（内閣府 GDP 統計）

年度	平成 26	27	28	29	30	令和元
家計最終消費(兆円)	242	243	241	245	247	246

年度	平成 22	23	24	25
家計最終消費(兆円)	232	233	234	243

合理性
政策目標の
達成状況

有効性

要望の措置の
適用見込み

○令和 3 年度適用件数見込み
121,977 件／事業年度
○令和 4 年度適用年数見込み
133,443 件／事業年度

要望の措置の
効果見込み
（手段としての
有効性）

○経済波及効果
・令和 3 年度減収見込額 1,952 億円
↓
・本税制によるマクロの所得増加額 5,114 億円
（令和 3 年度減収見込額 1,952 億円 ÷ 控除率 15% × 本税制が賃上げ実施のきっかけとなったと
回答した企業割合 39.3%（※令和元年度企業の雇状況等調査））

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	雇用と所得の拡大を通じて好循環を創り出す他の支援措置として、地方拠点強化税制（のうち雇用促進税制）がある。雇用促進税制の目的は、地方における本社機能の拡充や、東京等からの本社移転に併せた雇用の場の創出であり、地方創生・地方-都市間格差の是正の役割を担っている。 一方、本租税措置の目的は、雇用者の所得の拡大を通じた消費拡大及びそれに伴う経済の好循環の実現であり、役割が異なる。																							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
	要望の措置の妥当性	個人消費の拡大という政策目標を達成するには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。																							
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【法人税】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> </tr> <tr> <td>減収額(法人住民税)(億円)</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table>							年度	平成 26	27	28	29	30	適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255
年度	平成 26	27	28	29	30																				
適用件数(件)	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358																				
減収額(法人住民税)(億円)	137	144	168	234	255																				
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成 30 年度】</p> <p>(都道府県民税) 税額控除 63 億円</p> <p>(市町村税) 税額控除 192 億円</p>																								
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われている。また平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。																								
前回要望時の達成目標	個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う景気の好循環の実現																								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本税制措置の成果もあり、多くの企業において、平成 26 年度以降高水準の賃上げが行われ、平均給与、雇用者報酬の増加、消費拡大が確認できる。</p> <p>一方で、足元では新型コロナウイルスの影響により、中小企業の経営環境が悪化。賃上げはおろか雇用の維持への懸念も広がっており、これまで景気の回復を支えてきた内需のうち、個人消費も停滞に陥っており、経済の好循環の実現には至っていない。</p>																								
これまでの要望経緯	<p>平成 25 年度 新設</p> <p>平成 26 年度 延長（平成 29 年度末まで）、 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等）</p> <p>平成 27 年度 拡充（雇用者給与等支給増加割合の要件緩和）</p> <p>平成 28 年度 拡充（雇用促進税制との併用禁止解除）</p> <p>平成 29 年度 拡充（中小企業に対する控除率の強化）</p> <p>平成 30 年度 延長（令和 2 年度末まで）、 拡充（要件見直し、基準年度の撤廃）</p>																								

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の法人税率の特例の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業者等に係る法人税について、年800万円以下の所得金額の部分については税率を15%に軽減する。 ・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号 法人税法第66条 租税特別措置法第42条の3の2、第68条の8 租税特別措置法施行令第27条の3の2、第39条の38の2</p>		
減収見込額	[初年度]	— (▲19,400)	[平年度] — (▲19,400)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、その期限の2年間の延長を行い、中小企業者等の経営基盤を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により、改善基調であった中小企業の業況は足下で急激に悪化しており、経済状況は予断を許さない状況である。また、海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者難等の経営課題も山積しており、引き続き、その経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。先行きが不透明な状況が続く中で、新型コロナウイルス感染症の中小企業に与えるマイナスの影響が更なる資金繰りの悪化や利益の圧縮にも繋がり、ひいては我が国経済に大きな影響を与えるおそれもある。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日まで（2年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営の安定を図り、その活性化・競争力の強化を通して、日本経済の成長に繋げる。
政策目標の達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。	
有効性	要望の措置の適用見込み	年800万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。 ※過去5年間の適用件数 ・平成26年度：793,337件 ・平成27年度：843,278件 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 (出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書等)
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例と同様の政策目的に係る税制上の支援措置は存在しない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>本特例は、経営環境の変化に特に影響を受けやすく、資金繰りの圧迫懸念がある中小企業者等の経営基盤強化を図るため、黒字企業のキャッシュフローを改善すると同時に、現状では6割を超える赤字企業に対しても、将来黒字化を達成した暁にはその法人税負担が軽減されることから、黒字化達成のインセンティブとなる。このように本特例は、政策手段としての的確であると言える。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>【適用件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度：793,337件 ・平成27年度：843,278件 ・平成28年度：888,592件 ・平成29年度：931,720件 ・平成30年度：960,103件 <p>【減収額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度（19%→15%）：1,176億円 ・平成27年度（19%→15%）：1,274億円 ・平成28年度（19%→15%）：1,361億円 ・平成29年度（19%→15%）：1,447億円 ・平成30年度（19%→15%）：1,506億円 <p>（出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>【平成30年度】</p> <p>（道府県民税） 約48億円 （市町村民税） 約146億円</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。23.2%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大65.6万円が得られ、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>中小企業を取り巻く事業環境の先行きが不透明な中、厳しい経営環境の下で経営を行っている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業の業況、資金繰りは急速に悪化。海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等の経営課題も引き続き山積している。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが引き続き必要。</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度改正 創設（本則22%・租特18%） 平成23年度改正 拡充（本則22%→19%、租特18%→15%） 平成27年度改正 延長（租特19%→15%） 平成29年度改正 延長（租特19%→15%） 平成31年度改正 延長（租特19%→15%）</p>	
<p>ページ</p>	<p>15—3</p>	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円（32.1円/l）の課税免除</p> <p>・ 特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	根拠条文：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項		
減収見込額	[初年度]	－（▲486）	[平年度]
	[改正増減収額]		－（▲486）
	（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。</p> <p>（2）施策の必要性 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小企業であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきている。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 ものづくり																											
	政策の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日（3年間）																											
	同上の期間中の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	政策目標の達成状況	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油使用量</th> <th></th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>17,381 kl</td> <td>令和2年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>17,399 kl</td> <td>令和3年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>16,638 kl</td> <td>令和4年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>15,752 kl</td> <td>令和5年度</td> <td>15,139 kl</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>15,139 kl</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度以降は推計値（鉄鋼スラグ協会調べ）</p>					軽油使用量		軽油使用量	平成27年度	17,381 kl	令和2年度	15,139 kl	平成28年度	17,399 kl	令和3年度	15,139 kl	平成29年度	16,638 kl	令和4年度	15,139 kl	平成30年度	15,752 kl	令和5年度	15,139 kl	令和元年度	15,139 kl		
		軽油使用量		軽油使用量																									
	平成27年度	17,381 kl	令和2年度	15,139 kl																									
平成28年度	17,399 kl	令和3年度	15,139 kl																										
平成29年度	16,638 kl	令和4年度	15,139 kl																										
平成30年度	15,752 kl	令和5年度	15,139 kl																										
令和元年度	15,139 kl																												
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																												
当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																												
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																											
	要望の措置の妥当性	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。																											

税負担軽減措置等の適用実績		件数	減収額
	平成 26 年度	23 件	5.4 億円
	平成 27 年度	23 件	5.6 億円
	平成 28 年度	26 件	5.6 億円
	平成 29 年度	26 件	5.3 億円
	平成 30 年度	26 件	5.1 億円
	令和元年度	26 件	4.9 億円
令和元年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>（根拠条文：附 12 条の 2 の 7 ①、措置又は特例名：軽油引取税の課税免除の特例措置）</p> <p>税額 平成 28 年度 84,844,858 千円</p> <p>平成 29 年度 85,377,911 千円</p> <p>平成 30 年度 85,002,854 千円</p>		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に貢献している。		
前回要望時の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減を促進する。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約 99% が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。		
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・ 平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については 3 年（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間延長。 		

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	17	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲21) [平年度] ー (▲21) [改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 生コンクリートは、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフト等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力等に転換することができない。 また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要不可欠な生コンクリートの安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
ページ	17 — 1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化												
	政策の達成目標	中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑な供給を図る。												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間												
	同上の期間中の達成目標	生コンクリートの供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。												
	政策目標の達成状況	生コンクリートは安定的に供給されている。また、中小企業である生コンクリート事業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。												
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>597</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>629</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>668</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>668</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用数量 (kL))	平成27年度	761	平成28年度	597	平成29年度	629	平成30年度	668	令和元年度	668
	(年度)	(適用数量 (kL))												
平成27年度	761													
平成28年度	597													
平成29年度	629													
平成30年度	668													
令和元年度	668													
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>生コンクリート製造業は、地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠な生コンクリートの安定的供給を実現できる。</p>													
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—												
	要望の措置の妥当性	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠な生コンクリートの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。												

税負担軽減措置等の適用実績	(年度)	(適用件数)	(減収額(百万円))																		
	平成27年度	80	24																		
	平成28年度	79	19																		
	平成29年度	77	20																		
	平成30年度	80	21																		
	令和元年度	80	21																		
出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算																					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																					
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>生コンクリート製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である生コンクリート製造業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な生コンクリートの安定的供給を実現できる。</p>																				
前回要望時の達成目標	生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>生コンクリート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>101.0%</td> <td>101.2%</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>100.0%</td> <td>100.5%</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>100.0%</td> <td>100.2%</td> </tr> <tr> <td>平成30年</td> <td>101.0%</td> <td>102.3%</td> </tr> <tr> <td>平成31年</td> <td>101.9%</td> <td>104.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」</p>				セメント(原料)	生コンクリート	平成27年	101.0%	101.2%	平成28年	100.0%	100.5%	平成29年	100.0%	100.2%	平成30年	101.0%	102.3%	平成31年	101.9%	104.1%
	セメント(原料)	生コンクリート																			
平成27年	101.0%	101.2%																			
平成28年	100.0%	100.5%																			
平成29年	100.0%	100.2%																			
平成30年	101.0%	102.3%																			
平成31年	101.9%	104.1%																			
これまでの要望経緯	<p>平成13年度：創設</p> <p>平成21年度：3年間延長</p> <p>平成24年度：3年間延長</p> <p>平成27年度：3年間延長</p> <p>平成30年度：3年間延長</p>																				
ページ	17 — 3																				

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	18	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。 ・ 特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。 		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項 〕		
減収見込額	[初年度] — (▲550) [平年度] — (▲550) [改正増減収額] —	(単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合にはその負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定化と社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の安定的な供給を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	セメント製品の供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	セメント製品は、近年においても安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用数量 (kL)) 平成27年度 17,913 平成28年度 17,243 平成29年度 17,547 平成30年度 17,121 令和元年度 17,121 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠なセメントの安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。
	ページ	18 — 2

税負担軽減措置等の適用実績	(適用件数)	(減収額 (百万円))	
	平成27年度	933	575
	平成28年度	929	554
	平成29年度	916	563
	平成30年度	895	550
	令和元年度	895	550
	出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、令和元年度は経済産業省試算		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	セメント製品製造業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難であるセメント製品製造事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要なセメントの安定的供給を実現できる。		
前回要望時の達成目標	セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間においても、ほぼ変動がなく推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。		
	セメント(原料)	セメント製品	
	平成27年	101.0%	100.0%
	平成28年	100.0%	100.0%
	平成29年	101.9%	100.0%
	平成30年	101.0%	100.0%
	令和元年	101.9%	100.0%
	出所：(一財)経済調査会「積算資料」		
これまでの要望経緯	平成13年度：創設 平成21年度：3年間延長 平成24年度：3年間延長 平成27年度：3年間延長 平成30年度：3年間延長		
ページ	18 — 3		

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免除する措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲9,751) [平年度] — (▲9,751) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を安定的に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材などに必要な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。また、昨今の度重なる台風や豪雨被害による復旧工事の際には、早急な災害廃棄物の受入れや資材提供の等を求められることも増えてきている。 砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等にはあくまで軽油のみが用いられ、他の動力源に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、仮に軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業者に自社の経営努力では回避し得ない課税の負担増を取り除き、事業者の経営の安定と社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	19 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑な供給を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	砂利等の供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。
	政策目標の達成状況	砂利等は安定的な供給が行われている。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用数量（kL） 平成27年度 334,528 平成28年度 320,624 平成29年度 305,819 平成30年度 303,785 令和元年度 303,785 出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。令和元年度は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。 本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業事業者の経営の安定化及び社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給のための免税措置であり、妥当な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数		減収額（百万円）																			
	平成27年度	1,964	平成28年度	10,738																		
	平成28年度	1,952	平成29年度	10,292																		
	平成29年度	1,941	平成30年度	9,817																		
	平成30年度	1,867	令和元年度	9,751																		
	令和元年度	1,867		9,751																		
※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採事業者は地域に偏在性なく所在しており、製品の出荷先の多くが近隣圏内にあることから、地域の雇用維持や地域経済の発展に大きく寄与している。</p> <p>本措置により、自社の取組だけでは税負担を軽減できず、価格転嫁も困難である事業者の経営の安定化が図られるとともに、社会インフラ等の整備に必要不可欠な砂利等の安定的供給を実現できる。</p>																					
前回要望時の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>砂利等の市場価格については、安定的に推移している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>令和元年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(砂利)</td> <td>104.9%</td> <td>100.4%</td> <td>100.3%</td> <td>100.6%</td> <td>100.4%</td> </tr> <tr> <td>(碎石)</td> <td>104.4%</td> <td>100.4%</td> <td>99.7%</td> <td>100.8%</td> <td>101.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算</p>					平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	(砂利)	104.9%	100.4%	100.3%	100.6%	100.4%	(碎石)	104.4%	100.4%	99.7%	100.8%	101.1%
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年																	
(砂利)	104.9%	100.4%	100.3%	100.6%	100.4%																	
(碎石)	104.4%	100.4%	99.7%	100.8%	101.1%																	
これまでの要望経緯	<p>昭和36年度 創設</p> <p>昭和37年度 拡充 ・「鉱物」に「岩石」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。</p> <p>昭和46年度 拡充 ・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。</p> <p>平成21年度 3年間延長</p> <p>平成24年度 3年間延長</p> <p>平成27年度 3年間延長</p> <p>平成30年度 3年間延長</p>																					
ページ	19 — 3																					

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名	経済産業省				
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>						
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取り。</p> <p>・ 特例措置の内容 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の掘採、積込みまたは運搬のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに対して、軽油引取税の課税を免除する措置を3年間延長する。</p>						
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>						
減収見込額	[初年度]	—	(▲215)	[平年度]	—	(▲215)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額]	—					
要望理由	<p>(1) 政策目的 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定供給確保及びエネルギーの安定供給確保を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現状、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の焚き増しによる燃料コスト増は、国民、企業の負担につながるものであり、政府及び電力会社においては、燃料コスト抑制に最大限努めている。 こうした中、石炭火力発電所は、他の火力発電所に比べて発電単価が安いこと、資源の乏しい我が国にとって、エネルギーセキュリティ上重要な位置づけとなっている。（北海道の電力量のうち、石炭は52%を占めている（2018年度実績）） 石炭掘採事業者は、掘削機械等の大型化により生産効率を上げ、軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、ブルドーザー等の重機には軽油に代替する燃料がないことから、軽油の使用量の削減には限界がある。 現在の制度は、平成21年に道路特定財源から一般財源化された際、国民生活への劇的変化の緩和措置として認められたものと承知しており、軽油引取税の租税特別措置により、国内炭と比較して廉価である海外炭との価格差が縮小され、ユーザーである北海道内外の石炭火力発電所に対し、国内炭を安定的に供給することが可能となっている。 このような状況の中、石炭掘採事業者は、軽油引取税の免除措置が講じられない場合は、税負担分を製品価格に転嫁せざるを得なくなるが、これは電力会社の燃料調達コストを上昇させ、さらなる電力料金の値上げ（※北海道電力は、平成23年の震災発生以降平成25年9月及び平成26年11月に電気料金値上げを実施）や、火力発電所への燃料供給に支障を来すこととなり、国民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。 仮に、軽油引取税の免除措置が講じられず、軽油引取税を石炭価格へ転嫁出来ない場合は、石炭掘採事業者の純利益が大きく減少し、事業の存続が危ぶまれる状態となる。北海道内において国内の石炭を燃料とする火力発電所は砂川発電所であるが、同発電所は国内炭の利用を前提に設計されているため、国内炭の供給が止まれば、発電所の運転が困難となり国民生活に多大な影響が出ることとなる。さらに道東のエネルギーの安定供給のため、令和2年11月には釧路火力発電所が運開予定となっている。同発電所も国内炭を専焼使用する設計となっており、石炭火力発電所及び国内炭の重要性は一段と増している。 したがって、課税免除措置の継続が必要である。</p>						
本要望に対応する縮減案	該当なし。						
	ページ	20—1					

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料
	政策の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
	同上の期間中の達成目標	国内石炭の安定的な生産を図る。
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税の免除により国内石炭事業においては、過去5年平均（平成27年度～令和元年度）で石炭生産1トンあたり約264円の低減効果あり。 ・引き続き、国内炭の国際競争力のある価格での安定的な生産体制の確保は重要であり、本税制は必要である。 	
有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度～令和5年度の適用者数は7社（北海道のみ）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価をトン当たり264円程度低減する実効的効果がある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の政策目的に係るほかの支援措置や義務付け等はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	該当なし。
	要望の措置の妥当性	<p>国内炭は、市場原理の中、生産活動に対する国の支援なしに、生産しているところ。今後とも競争力のある価格での生産体制を維持するために本制度が必要。</p> <p>石炭生産においては、削岩、掘採、運搬等に多量の燃料を消費するため、その燃料コストを低減させ、採掘原価の低減に直接寄与する軽油引取税の課税免除措置は、国内石炭の安定的な生産を図る上で適切な措置と考えられる。</p>
ページ	20—2	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><算出方法> 北海道経済産業局の各社聞き取り実績（免税軽油使用数量）に免税額（32.1円/L）を乗じ算出（7社合計）。（単位：千円）</p> <table border="0"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>307,743</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>294,547</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>277,232</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>271,934</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>251,053</td> </tr> </table>	平成27年度	307,743	平成28年度	294,547	平成29年度	277,232	平成30年度	271,934	令和元年度	251,053
平成27年度	307,743										
平成28年度	294,547										
平成29年度	277,232										
平成30年度	271,934										
令和元年度	251,053										
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置（総額）</p> <table border="0"> <tr> <td>28年度</td> <td>84,844,858千円</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>85,377,911千円</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>85,002,854千円</td> </tr> </table>	28年度	84,844,858千円	29年度	85,377,911千円	30年度	85,002,854千円				
28年度	84,844,858千円										
29年度	85,377,911千円										
30年度	85,002,854千円										
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制は、国内石炭掘採事業者が炭鉱構内で使用する重機の動力源としての軽油にかかる措置であり、これによりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p> <p>国内炭は、市場原理の中で生産活動に対する国の支援なしに石炭を生産し、生産量は国内消費の0.7%ではあるが、国内資源として活用されている。国内炭の競争力のある価格での生産体制を維持していく上で、本制度は有効に活用されていると評価できる。</p> <p>なお、政策評価法に基づき平成29年の事前評価等において、本措置の有効性は評価済み。</p>										
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>石炭の安定供給確保を図る。</p>										
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>現時点において安定的掘採及び供給を続けているため、目標は達成しているものの、将来的にも安定的な生産体制を維持することが目標であるため引き続き実施する必要がある。</p>										
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和36年 創設 平成21年 （道路特定財源から一般財源化） 平成24年 3年間の延長 平成27年 3年間の延長 平成30年 3年間の延長</p>										
<p>ページ</p>	<p>20—3</p>										

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免税措置。 ・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免税する措置を3年間延長するよう要望する。 		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲2,910) [平年度] - (▲2,910) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本の整備・充実に必要不可欠な基礎資材であるセメント、生コンクリートや、鉄鋼等の基礎原材料である石灰石等の鉱物資源の安定供給を中長期的かつ持続的に確保することにより、我が国の経済・産業の発展を図るとともに、石灰石鉱業において大半を占める中小企業の経営基盤を強固にすることにより、地方経済の発展、雇用の安定を図る。 ・特に、福島を中心とした東日本大震災からの復興に係る需要や国土強靱化への対応、また、2025年（令和7年）の大阪万博や整備新幹線等に必要不可欠な石灰石等鉱物資源の安定供給の確保を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物資源は、我が国における社会資本の整備・充実に用いられるセメント、生コンクリートや鉄鋼等の基礎原材料として必要不可欠である。また東日本大震災をはじめとする過去の大規模な災害により倒壊した道路等の公共インフラ設備や、商業施設、住宅等の民間施設の復興工事、今後の大阪万博や新幹線等のためのインフラ整備、さらには近年の想定範囲を遥に超える規模の自然災害等の被害からの復旧・復興、国土強靱化やインフラ老朽化対策、加えて治水対策・河川堤防の再整備等にも必要不可欠なものである。 ・一方で、石灰石鉱山等で掘採・積み込み・運搬に使用される重機は、大型重機であるため軽油使用量が多大なものとなる。また、運輸業等における通常道路で使用されるトラック等と異なり、軽油を使うディーゼルエンジンは燃費が良く大型化しやすい構造であるため、世界の産業用大型機械はほとんどがディーゼルエンジンを搭載したものであるという特殊性から、他の動力源に転換するのも非常に困難である。 ・また、石灰石鉱山等は、経営基盤が脆弱な中小企業が大半であり、主要な売り先が鉄鋼会社、セメント会社等大企業であることから、軽油引取税により課税された場合、売り先との力関係から価格への転嫁は実質上不可能である。 ・こうしたことから、事業者の自助努力では如何ともしがたい状況下において、課税増分は全て事業者が負担することとなり、これが経営に与える影響は大きく、廃業等の増加を加速化する可能性もあり、地域の経済・雇用にも大きな影響を与えることとなる。 ・従って、軽油引取税課税措置免除期間の延長は、今後とも必要な措置である。 		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	21-1	

政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料																																																																																																									
政策の達成目標	・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給。																																																																																																									
税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間の延長																																																																																																									
同上の期間中の達成目標	・軽油引取税の課税免除措置により石灰石等鉱物の掘採事業を営む者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。																																																																																																									
政策目標の達成	<p> ・我が国の操業している鉱山数は令和2年4月1日現在350鉱山（うち金属鉱山10、非金属鉱山340）であり、最も鉱山数が多いのは非金属鉱山の石灰石鉱山（221鉱山、次いでけい石鉱山（86鉱山）となっており、金属鉱山では金・銀鉱山（4鉱山）が最も多い鉱山である。 </p> <p> ・石灰石及びけい石は主要鉱物の国内生産による自給率が毎年ほぼ100%で推移するとともに、金についても毎年一定の生産量を継続し、我が国の鉱物資源の安定供給に大きく貢献。 </p> <p> 主な鉱物の国内生産量、輸入量、輸出量及び推定自給率（我が国鉱山からの供給率） </p> <p style="text-align: center;">【単位：石灰石・けい石(千トン)、金(kg)】</p> <table border="1" data-bbox="387 987 1273 1816"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>石灰石</th> <th>けい石</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平成28年度</td> <td rowspan="2">国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>139,129</td> <td>9,181</td> <td>6,455</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td></td> <td></td> <td>95,794</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入量</td> <td>547</td> <td>77.7</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸出量</td> <td>4,854</td> <td>0.7</td> <td>224,837</td> </tr> <tr> <td colspan="2">推定自給率</td> <td>103.19%</td> <td>99.17%</td> <td>-5.31%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成29年度</td> <td rowspan="2">国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>140,999</td> <td>9,286</td> <td>6,369</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td></td> <td></td> <td>88,371</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入量</td> <td>636</td> <td>103.8</td> <td>818</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸出量</td> <td>5,005</td> <td>2.7</td> <td>284,680</td> </tr> <tr> <td colspan="2">推定自給率</td> <td>103.20%</td> <td>98.92%</td> <td>-3.37%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">平成30年度</td> <td rowspan="2">国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>142,653</td> <td>9,655</td> <td>6,453</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td></td> <td></td> <td>118,960</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入量</td> <td>518</td> <td>97.6</td> <td>2,615</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸出量</td> <td>5,238</td> <td>1.4</td> <td>117,978</td> </tr> <tr> <td colspan="2">推定自給率</td> <td>103.42%</td> <td>99.01%</td> <td>64.21%</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">令和元年度</td> <td rowspan="2">国内生産量</td> <td>鉱山生産</td> <td>137,946</td> <td>9,061</td> <td>6,313</td> </tr> <tr> <td>その他(注)</td> <td></td> <td></td> <td>161,030</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸入量</td> <td>551</td> <td>98.8</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td colspan="2">輸出量</td> <td>5,603</td> <td>0.6</td> <td>80,675</td> </tr> <tr> <td colspan="2">推定自給率</td> <td>103.80%</td> <td>98.93%</td> <td>7.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p> (注) 金は暦年データ その他：輸入鉱石を国内で製錬し生産された金、再生金 </p> <p> 【推定自給率】 $\text{国内鉱山生産} / (\text{国内生産} + \text{輸入量} - \text{輸出量}) \times 100$ </p>			石灰石	けい石	金	平成28年度	国内生産量	鉱山生産	139,129	9,181	6,455	その他(注)			95,794	輸入量		547	77.7	1,040	輸出量		4,854	0.7	224,837	推定自給率		103.19%	99.17%	-5.31%	平成29年度	国内生産量	鉱山生産	140,999	9,286	6,369	その他(注)			88,371	輸入量		636	103.8	818	輸出量		5,005	2.7	284,680	推定自給率		103.20%	98.92%	-3.37%	平成30年度	国内生産量	鉱山生産	142,653	9,655	6,453	その他(注)			118,960	輸入量		518	97.6	2,615	輸出量		5,238	1.4	117,978	推定自給率		103.42%	99.01%	64.21%	令和元年度	国内生産量	鉱山生産	137,946	9,061	6,313	その他(注)			161,030	輸入量		551	98.8	653	輸出量		5,603	0.6	80,675	推定自給率		103.80%	98.93%	7.23%
		石灰石	けい石	金																																																																																																						
平成28年度	国内生産量	鉱山生産	139,129	9,181	6,455																																																																																																					
		その他(注)			95,794																																																																																																					
	輸入量		547	77.7	1,040																																																																																																					
	輸出量		4,854	0.7	224,837																																																																																																					
	推定自給率		103.19%	99.17%	-5.31%																																																																																																					
平成29年度	国内生産量	鉱山生産	140,999	9,286	6,369																																																																																																					
		その他(注)			88,371																																																																																																					
	輸入量		636	103.8	818																																																																																																					
	輸出量		5,005	2.7	284,680																																																																																																					
	推定自給率		103.20%	98.92%	-3.37%																																																																																																					
平成30年度	国内生産量	鉱山生産	142,653	9,655	6,453																																																																																																					
		その他(注)			118,960																																																																																																					
	輸入量		518	97.6	2,615																																																																																																					
	輸出量		5,238	1.4	117,978																																																																																																					
	推定自給率		103.42%	99.01%	64.21%																																																																																																					
令和元年度	国内生産量	鉱山生産	137,946	9,061	6,313																																																																																																					
		その他(注)			161,030																																																																																																					
	輸入量		551	98.8	653																																																																																																					
	輸出量		5,603	0.6	80,675																																																																																																					
	推定自給率		103.80%	98.93%	7.23%																																																																																																					

		<p>【出典】</p> <p>(1) 石灰石、けい石</p> <p>①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計</p> <p>②輸入量、輸出量：財務省貿易統計</p> <p>(2) 金</p> <p>①国内生産量（鉱山生産）：生産動態統計</p> <p>②国内生産量（その他）、輸入量、輸出量：資源エネルギー庁貴金属流通統計調査</p> <p>【主な用途】</p> <p>石灰石：セメント原料、コンクリート用骨材、鉄鋼原料等</p> <p>けい石：セメント原料、ガラス、陶芸原料等</p> <p>金：電子部品、触媒等</p>																				
	要望の措置の適用見込み	<p>軽油引取税課税免除適用件数、免税軽油使用数量及び減収額の見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (鉱山数)</th> <th>免税軽油使用量 (k L)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>350</td> <td>90,647</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>350</td> <td>90,647</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>350</td> <td>90,647</td> <td>2,910</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>350</td> <td>90,647</td> <td>2,910</td> </tr> </tbody> </table>		適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (k L)	減収額 (百万円)	令和元年度	350	90,647	2,910	令和2年度	350	90,647	2,910	令和3年度	350	90,647	2,910	令和4年度	350	90,647	2,910
	適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (k L)	減収額 (百万円)																			
令和元年度	350	90,647	2,910																			
令和2年度	350	90,647	2,910																			
令和3年度	350	90,647	2,910																			
令和4年度	350	90,647	2,910																			
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> 当省が行った実態調査のうち、中小企業の掘採事業者の直近の経営状況は、2割程度が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は5割に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。 また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないうまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。 このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、地域経済活性化や国土強靱化にも大いに貢献することとなる。 																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																				
	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 石灰石等鉱物資源は、社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 例えば、東日本大震災復興では、倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に必要とされる膨大なセメント、骨材、鉄鋼等の供給を支えてきた。 このため、石灰石等鉱物資源採掘事業者が安定的かつ中長期的に供給責任を果たしていくために経営基盤の安定は不可欠。 したがって、経営不安化の大きな要因となる軽油引取税については、今後も課税免除措置の継続は必要。 																				
ページ	21-3																					

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>・我が国の金属・非金属鉱山（350鉱山（令和元年4月1日現在）では、採取する鉱物の種類に関わらず、削岩機、積み込み機械、運搬機械等、軽油を燃料とする重機類を使用する作業を行っていることから、全ての事業者は当該課税免除措置を受けているものと推測。</p> <p>軽油引取税課税免除適用件数、免税軽油使用数量及び減収額</p> <table border="1" data-bbox="384 264 1262 510"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数 (鉱山数)</th> <th>免税軽油使用量 (kL)</th> <th>減収額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>374</td> <td>93,647</td> <td>3,006</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>373</td> <td>91,734</td> <td>2,945</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>361</td> <td>92,809</td> <td>2,979</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>360</td> <td>93,972</td> <td>3,016</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用件数(鉱山数)】経済産業省調べ 【免税軽油使用量】 鉱物生産量当たりの免税軽油使用量に生産量を乗じて算出</p>		適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (kL)	減収額 (百万円)	平成27年度	374	93,647	3,006	平成28年度	373	91,734	2,945	平成29年度	361	92,809	2,979	平成30年度	360	93,972	3,016
	適用件数 (鉱山数)	免税軽油使用量 (kL)	減収額 (百万円)																		
平成27年度	374	93,647	3,006																		
平成28年度	373	91,734	2,945																		
平成29年度	361	92,809	2,979																		
平成30年度	360	93,972	3,016																		
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>																					
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物資源は、コンクリート、鉄鋼、骨材等の製造に必要な不可欠な基礎物資である。特に石灰石はセメントの主要原料のほか、鉄鋼を生産するのに必要な副原料、コンクリート用骨材、道路の路盤材等に利用され社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で自給できる貴重な鉱物資源である。 ・軽油引取税の課税免除措置がなされない場合、製品価格の上昇により社会資本整備及び東日本大震災により倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興工事に対し、費用的制約から遅延するなど、国民生活全体に大きな影響を及ぼす恐れがある。 ・また、取引先も価格が上昇した製品を避けることから、当該課税分を製品コストに転嫁することができない場合、経営状況の悪化による事業者の廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高くなり、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備や大震災の復旧・復興に大きな影響を及ぼす恐れがある。 																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」</p> <p>昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p> <p>昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p>																				
<p>ページ</p>	<p>21-4</p>																				

昭和37年度（拡充）

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正

昭和46年度（拡充）

課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正

（平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正）

平成21年度 課税免除措置を3年間延長

平成24年度 課税免除措置を3年間延長

平成27年度 課税免除措置を3年間延長

平成27年度 課税免除措置を3年間延長

平成30年度 課税免除措置を3年間延長

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名	経済産業省																													
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																															
要望項目名	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長																															
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電気供給業等</th> <th colspan="3">その他の事業（資本金一億円超の普通法人）</th> </tr> <tr> <th>課税標準</th> <th>収入金額</th> <th colspan="2">所得割</th> <th>付加価値割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">税率</td> <td rowspan="3">1.05% (0.75%)</td> <td>400万円以下の金額</td> <td>1.9% (0.3%)</td> <td rowspan="3">1.2%</td> </tr> <tr> <td>400万円超800万円以下の金額</td> <td>2.7% (0.5%)</td> </tr> <tr> <td>800万円超の金額</td> <td>3.6% (0.7%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>資本割</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は特別法人事業税分を除く税率</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>電気供給業に係る法人事業税の課税方式は収入金課税方式が採用されており、収入金額全体に対して課税されることとなるが、例えば、B社からX円で電気を調達したA社が、電気の利用者に対してX+Y円で電気を供給した場合、何ら措置を講じなければ、A社の収入金であるX+Y円、B社の収入金であるX円の両方が課税対象となり、X円分の二重課税が生じることとなる。このため、二重課税を回避する観点から、地方税法施行令第22条においては、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額分については自社の収入金から控除可能とされている。</p> <p>平成30年10月に間接オークション制度（注）を導入したことにより、卸電力取引所を介した同一法人内における大量の自己約定が発生することになったが、卸電力取引所における同一法人内の自己約定について支払った金額分については、電気供給業を行う他社からの電気の購入に該当しないため、現行の地方税法施行令第22条が適用されず、経済的な二重課税が発生することになる。</p> <p>（注）発電設備を保有する事業者が、連系線を活用し、当該発電設備を保有する地域以外の地域において小売供給を行う場合、卸電力取引所を経由することとしたもの</p> <p>このため、平成30年度の税制改正において、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入れと売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。</p> <p>この特例制度は令和2年度末までの時限措置として講じられたが、卸電力取引所の活性化の観点から、間接オークション制度は令和3年度以降も恒久的に継続する予定であり、卸電力取引所経由の自己約定が発生する見込みであることから、今般、事業者の二重課税を防止し、卸電力市場を活性化するために上記時限措置の3年間の延長を要望する。</p>				電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）			課税標準	収入金額	所得割		付加価値割	税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%	400万円超800万円以下の金額	2.7% (0.5%)	800万円超の金額	3.6% (0.7%)					資本割					0.5%
	電気供給業等	その他の事業（資本金一億円超の普通法人）																														
課税標準	収入金額	所得割		付加価値割																												
税率	1.05% (0.75%)	400万円以下の金額	1.9% (0.3%)	1.2%																												
		400万円超800万円以下の金額	2.7% (0.5%)																													
		800万円超の金額	3.6% (0.7%)																													
				資本割																												
				0.5%																												
関係条文	地方税法 第72条の12 附則 第9条の21 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2																															
減収見込額	[初年度] — (▲1,400) [平年度] — (▲1,400) [改正増減収額] — (単位：百万円)																															

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 電力システムに関する基本方針（平成 25 年 4 月閣議決定）」に基づく電気事業法の改正により（平成 26 年 6 月 11 日関連法案成立）、平成 28 年 4 月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が必要な電源を調達するための卸電力市場の活性化が不可欠となっている。他方で、平成 28 年 4 月時点では、卸電力取引所における取引量は日本全体の電力総需要の 2%に過ぎず、電力市場における競争促進の観点からは、卸電力取引所の活性化が喫緊の課題であった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、様々な市場活性化策を講じてきたが、特に、平成 30 年 10 月に導入した間接オークション制度により、総需要に占める卸電力取引所経由の取引の割合は、当時の 18%から、足元の約 4 割へと大きく増加し、卸市場の活性化に大きく貢献した。間接オークション制度は今後も恒久的に継続する予定であり、本税制措置を恒久的に措置することで、二重課税を回避し、卸電力市場の活性化を実現することが必要。</p> <p>また、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。このため、本税制措置により卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避することにより、課税の公平性を確保することが必要。</p> <p>(2) 施策の必要性 上述のとおり、卸電力市場の活性化による安定的かつ安価な電力供給の実現及び課税の公平性確保のため、これに必要な税制上の整備が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	政策の達成目標	卸電力市場の流動性を高め、卸電力市場を通じて電気事業者が公平に電源へアクセスできる環境を整備する。また、卸電力市場の活性化を契機とした小売電気市場の競争促進を行うことで、電力システム改革の目的を実現し、安定的かつ安価な電力供給を達成する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和6年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	電気事業者が適用対象となる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	従来、電気事業者の卸電力取引所における同一法人内の自己約定は、グロス・ビディングによる場合を除き、ほぼ発生することはなかったが、平成29年度10月に間接オークション制度が導入されたことにより、卸電力取引所における同一法人内の自己約定が大幅に増加した。 この点、グロス・ビディングを除く卸電力取引所における同一法人内の自己約定については、会計上、グロス処理が行われるため、同一法人内の売り約定価格と買い約定価格が共に法人事業税の課税標準となるが、これらに対しては、現行の地方税施行令第22条が適用できないため、経済的な二重課税が発生することになる。 本措置は、今後増加が見込まれる卸電力取引所における同一法人内の自己約定に対する経済的な二重課税を防止するためのものであり、新たに税収減が生じることはないと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	関連する措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	関連する措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、卸電力市場の活性化が不可欠である。本措置が導入されることにより、電気事業者は卸電力市場において積極的に取引を行うことができるため、卸電力市場の流動性の向上が期待される。このため、本措置により、電気事業者にとって不可避な二重課税の発生を防止することは、電力システム改革の目的に資すると考えられる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成30年10月に予定されていた間接オークション制度の導入に先立ち、平成30年度の税制改正要望にて、電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する収入金額に対する法人事業税を非課税とする特例制度を恒久措置として要望を行った。</p> <p>他方、資源エネルギー庁において、電力会社の収入金課税自体についての見直しに関する議論を行っていたこともあり、本要望は令和2年度末までの時限措置となった。</p>
ページ	22—4

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税）		
要望項目名	グリーン化特例の延長・見直し		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>自動車税種別割、軽自動車税種別割</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>自動車税種別割及び軽自動車税種別割のグリーン化特例について、平成31年度与党税制改正大綱を踏まえた見直しを行った上で延長する。</p>		
関係条文	<p>○自動車税：地方税法附則第12条の3、附則第12条の4</p> <p>○軽自動車税：地方税法附則第30条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染拡大の影響により日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることに十分配慮しつつ、グリーン化を強化する。</p> <p>② 気候変動、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に電気自動車をはじめとする次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野であるため、その普及拡大により更なる競争力強化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① これまでの税制優遇により、自動車の燃費等は着実に向上したが、気候変動、環境・エネルギー制約に対応するため、不透明な景気情勢にも配慮しつつ、引き続き、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進が重要。特に環境性能に優れた電気自動車等をはじめとする次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。更なる競争力強化を図るため、こうした環境性能に優れた自動車の一層の普及拡大が必要。</p> <p>② 国内自動車市場はバブル期をピークに縮小しており（1990年度：780万台→2019年度：504万台）、2014年度は消費税8%への引上げの影響により前年度と比べて大きく減少、また、2015年度も不透明な景気情勢、漸進な円高や軽自動車税の引き上げの中、500万台を割り込むなど引き続き減少が続いた。2016年度及び2017年度は500万台を越えたものの、中長期的に見れば減少傾向が継続。加えて、2019年10月には消費税が10%へ引き上げられ、車体課税の需要平準化のための措置は行われたものの、同月は対前年同月比で▲25%と大きく減少。</p> <p>③ さらに追い打ちをかけるように、2020年初頭から新型コロナウイルスの感染拡大が起き、特に5月の国内販売は対前年度比で▲45%と2011年の東日本大震災に次ぐ販売台数の落込みになった。6月は▲23%、7月は▲14%と徐々に減少幅は改善されつつあるものの、今後も回復傾向が続くかどうかは感染状況に大きく左右されるため、依然として不透明な状況。</p> <p>④ 自動車産業は裾野が広く、関連産業を含めて約542万人（全就業人口の約1割）の雇用を生み出し、自動車製造業の出荷額は主要製造業の約2割（約62兆円）を占めるなど他産業への生産波及効果も大きい基幹産業。国内販売・生産台数の低迷は国内の雇用や生産基盤の維持を困難にし、中小企業、地方経済を含む日本経済全体に大きな影響を与える。加えて、自動車販売台数の減少は、車体課税や車体販売による消費税収の減少により国及び地方の税収にも影響を与える。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	23-1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<p>① 車体課税の更なるグリーン化により、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>(関連する与党税制改正大綱、閣議決定等)</p> <p>○平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日)</p> <p>(8) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化特例」)について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 自家用乗用車</p> <p>イ 自動車税のグリーン化特例(軽課)</p> <p>平成33年度及び平成34年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置(税率を概ね100分の75軽減する措置)を、当該登録の翌年度に講ずる。(略)</p> <p>ロ 自動車税のグリーン化特例(重課)</p> <p>平成31年度及び平成32年度において、現行と同様の措置を講ずる。</p> <p>(13) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車(新車に限る。)を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置(いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)」)について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 自家用乗用車</p> <p>平成33年度及び平成34年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気自動車及び天然ガス自動車に限った特例措置(税率を概ね100分の75軽減する措置)を、当該取得の翌年度に講ずる。(略)</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に <p>○日本再生戦略(平成24年7月)</p> <p>2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月)</p> <p>2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月)</p> <p>「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度)</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月)</p> <p>具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度)</p> <p>○未来投資戦略2018(平成30年6月)</p> <p>具体的な施策(I[2]1. エネルギー・環境)</p> <p>《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台 平成26年度 530万台 平成27年度 494万台 平成28年度 508万台 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台</p> <p>○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合></p> <p>平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23% 平成26年度 24% 平成27年度 29% 平成28年度 36% 平成29年度 37% 平成30年 38% 令和元年 39%</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p><グリーン化特例（軽課）の適用台数（総務省公表資料）></p> <p>平成23年度 171万台 平成24年度 192万台 平成25年度 214万台 平成26年度 241万台 平成27年度 191万台 平成28年度 344万台（※軽自動車税のグリーン化特例創設） 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>○グリーン化特例等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合></p> <p>平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23% 平成26年度 24% 平成27年度 29% 平成28年度 36% 平成29年度 37% 平成30年 38% 令和元年 39%</p>
<p>ページ</p>	<p>23-3</p>	

	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	○クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金 —令和2年度予算額：130億円 —電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	税制改正要望の目的は、自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、次世代自動車だけでなく環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。
相当性	要望の措置の 妥当性	平成31年度与党税制改正大綱において、平成33年度及び平成34年度に新車新規登録（届出）をした自動車（軽自動車）について、電気自動車等に限った特例措置を当該登録（届出）の翌年度に講ずることとされている。 ○平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日） (8) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次の措置を講ずる。 ① 自家用乗用車 イ 自動車税のグリーン化特例（軽課） 平成33年度及び平成34年度に新車新規登録を受けた自動車について、現行対象としている自動車のうち電気自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車に限った特例措置（税率を概ね100分の75軽減する措置）を、当該登録の翌年度に講ずる。（略） ロ 自動車税のグリーン化特例（重課） 平成31年度及び平成32年度において、現行と同様の措置を講ずる。 (13) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次の措置を講ずる。 ① 自家用乗用車 平成33年度及び平成34年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち電気自動車及び天然ガス自動車に限った特例措置（税率を概ね100分の75軽減する措置）を、当該取得の翌年度に講ずる。（略）

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><グリーン化特例（軽課）の適用台数> 平成23年度 171万台 平成24年度 192万台 平成25年度 214万台 平成26年度 241万台 平成27年度 191万台 平成28年度 344万台（※軽自動車税のグリーン化特例創設） 平成29年度 312万台 平成30年度 220万台</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><自動車税のグリーン化特例> 平成23年度 軽課分 313億円 重課分 237億円 平成24年度 軽課分 346億円 重課分 250億円 平成25年度 軽課分 308億円 重課分 256億円 平成26年度 軽課分 372億円 重課分 261億円 平成27年度 軽課分 469億円 重課分 389億円 平成28年度 軽課分 518億円 重課分 408億円 平成29年度 軽課分 469億円 重課分 428億円 平成30年度 軽課分 326億円 重課分 444億円</p> <p><軽自動車税のグリーン化特例> 平成28年度 軽課分 51億円 重課分 235億円 平成29年度 軽課分 45億円 重課分 269億円 平成30年度 軽課分 34億円 重課分 283億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	24	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税）	
要望項目名	自動車関係諸税の課税のあり方の検討	
要望内容（概要）	平成31年度与党税制改正大綱及び令和2年度与党税制改正大綱における検討事項を踏まえ、CASEやMaaS等の100年に一度の大変革による将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税の課税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う。	
関係条文	<p>○自動車税： 地方税法第145条～第177条の23、附則第12条の2の10～第12条の5、地方税法施行令第44条～第44条の11、地方税法施行規則第9条～第9条の17、附則第5条～第5条の2の3</p> <p>○軽自動車税： 地方税法第442条～第463条の29、附則第29条の8の2～第30条の2、地方税法施行令第52条の18～第52条の23、地方税法施行規則第15条の8～第16条、附則第8条の3の4～第8条の4</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 技術革新や保有から利用への変化等自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、また環境負荷の低減に対する要請が高まっている中で、自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、自動車関係諸税の課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。</p> <p>② 平成31年度与党税制改正大綱及び令和2年度与党税制改正大綱の検討事項においては、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされたところ。</p> <p>③ 上記を踏まえ、将来のモビリティ社会像を見据えつつ、自動車関係諸税のあり方について、税制の簡素化等の視点も踏まえた検討を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	<p>① 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>② 環境性能に優れた自動車の普及促進のため、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>(関連する与党税制改正大綱、閣議決定等)</p> <p>○平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日) 第三 検討事項 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>○令和2年度与党税制改正大綱(令和元年12月12日) 第三 検討事項 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>○新成長戦略(平成22年6月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%に</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月) 2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月) 2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。</p> <p>○日本再興戦略2016(平成28年6月) 「10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大」 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%(2015年度)</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月) 具体的な施策(「6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(2016年度)</p> <p>○未来投資戦略2018(平成30年6月) 具体的な施策(I[2]1. エネルギー・環境) 《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。 ⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%(2017年度)</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	—
同上の期間中の達成目標	—	

<p>政策目標の達成状況</p>		<p>○国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台 平成26年度 530万台 平成27年度 494万台 平成28年度 508万台 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台</p> <p>○エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」という政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合></p> <p>平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23% 平成26年度 24% 平成27年度 29% 平成28年度 36% 平成29年度 37% 平成30年 38% 令和元年 39%</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○国内の自動車販売台数は約500万台で推移しており、これら自動車ユーザーへの課税のあり方を検討する。</p> <p><国内自動車販売台数の推移></p> <p>平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台 平成26年度 530万台 平成27年度 494万台 平成28年度 508万台 平成29年度 520万台 平成30年度 526万台 令和元年度 504万台</p>
	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>平成31年度与党税制改正大綱及び令和2年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされた。この方針の実現を図る。</p>
<p>相当性</p>	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>—</p>

	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>平成 31 年度与党税制改正大綱及び令和 2 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされていることを踏まえ、検討を行うものである。</p>

税負担軽減措置等の
適用実績

<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合>

平成22年度 76.7%
平成23年度 81.9%
平成24年度 73.8%
平成25年度 81.9%
平成26年度 86.5%
平成27年度 81.2%
平成28年度 84.1%
平成29年度 83.3%
平成30年度 74.7%
令和元年度 73.3%

<エコカー減税>

○自動車重量税(財務省試算)

平成22年度 ▲ 724 億円
平成23年度 ▲1,018 億円
平成24年度 ▲ 347 億円
平成25年度 ▲ 440 億円
平成26年度 ▲ 720 億円
平成27年度 ▲ 610 億円
平成28年度 ▲ 730 億円
平成29年度 ▲ 720 億円
平成30年度 ▲ 660 億円
令和元年度 ▲ 620 億円

<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p><自動車取得税の時限的な非課税措置及び自動車取得税の時限的な税率軽減措置> 平成23年度 2,338億円 平成24年度 2,319億円 平成25年度 3,124億円 平成26年度 2,095億円 平成27年度 1,622億円 平成28年度 1,747億円 平成29年度 1,432億円 平成30年度 1,438億円</p> <p><中古車の取得に係る課税標準の特例措置> 平成23年度 473億円 平成24年度 559億円 平成25年度 1,227億円 平成26年度 1,526億円 平成27年度 1,323億円 平成28年度 1,487億円 平成29年度 1,174億円 平成30年度 1,230億円</p> <p><自動車税のグリーン化特例> 平成23年度 軽課分313億円 重課分237億円 平成24年度 軽課分346億円 重課分250億円 平成25年度 軽課分308億円 重課分256億円 平成26年度 軽課分372億円 重課分261億円 平成27年度 軽課分469億円 重課分389億円 平成28年度 軽課分518億円 重課分408億円 平成29年度 軽課分469億円 重課分428億円 平成30年度 軽課分326億円 重課分444億円</p> <p><軽自動車税のグリーン化特例> 平成28年度 軽課分51億円 重課分235億円 平成29年度 軽課分45億円 重課分269億円 平成30年度 軽課分34億円 重課分283億円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車が対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	25		府省庁名	経済産業省			
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）						
要望項目名	小規模企業等に係る税制のあり方の検討						
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 小規模企業等に係る税制のあり方の検討。</p> <p>・ 特例措置の内容 持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p>						
関係条文	[-]						
減収見込額	[初年度]	-	(-)	[平年度]	-	(-)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて遡増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。</p> <p>そのため、個人事業主の事業主報酬に係る勤労性に配慮しつつ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。</p>						
本要望に対応する縮減案	-						

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。</p> <p>また、令和2年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。」とされており、妥当である。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>	
<p>ページ</p>	<p>25—3</p>	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （ ）	
要望項目名	申告・納税手続の電子化に向けた制度及び運用に係る所要の整備	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の内容</p> <p>感染症防止への対応が迫られる中で顕在化した社会的課題や新しい生活様式等も踏まえ、申告・納税等の税務手続きの一層の電子化の推進にあたっては、企業の事務負担軽減に資するよう、簡素で利便性の高い制度及び運用とすること。</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機に、書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、すべての行政手続を対象に見直しを行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>成長戦略等にも記載のとおり、税分野も含めた行政手続の簡素化を事業者目線で進める必要がある。</p> <p>【成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）】</p> <p>6. 個別分野の取組</p> <p>(2) 新たに高ずべき具体的施策</p> <p>iii) スマート公共サービス</p> <p>③ 世界で一番企業が活動しやすい国の実現</p> <p>イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年末調整・所得税の確定申告手続に関するマイナポータルを活用した一タ連携による各種申告書の入力自動化等について、社会保険料やふるさと納税に関する控除証明書等、控除・収入関係書類の電子化を目指したロードマップを2020年度中に策定する。 ・ 税・社会保険手続について、電子申告・電子納付をより一層促進するため、税務申告(申請届出)から納税(納付)までの一連の手続をシームレスに行うことを可能とすることとともに、横断的なワンスオンリーの徹底について、2020年度中にニーズや課題等を検討する。 ・ 税・公金のキャッシュレス化・法人の電子納付手段に関して、ダイレクト納付も含めた口座振替申込のオンライン完結の実現に向けた課題や個人住民税の特別徴収税額通知書や年金関係を始めた行政機関等からの処分通知等の電子送達の内実等を検討する。 ・ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。 <p>④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。 － 原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う。 	
本要望に対応する縮減案		
	ページ	26—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 経済基盤
	政策の達成目標	-
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	-
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	-
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	-

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	-

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 法人税の改革について（平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ）（抄）</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>(8) 地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に）</p> <p>② 改革の方向性 (略)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>
	政策の達成目標	国内における新規設備投資を促進し、企業の競争力強化、国内の新規立地と事業継続を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化に資する投資・国内立地の促進
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	当該措置の創設により、機械・装置等の償却資産に対する新規の設備投資促進効果が見込まれ、老朽化した設備の入替や新規設備投資の増加が見込まれる。また、設備投資の増加による国内生産の増加や新規の企業立地等により、雇用機会の創出や雇用者所得の増加等を通じた我が国経済の活性化が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	28	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	地方法人課税の見直し	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> └─ 均等割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 <li style="margin-left: 20px;">[税率] 道府県民税 : 2～80万円 <li style="margin-left: 20px;">市町村民税 : 5～300万円 └─ 法人税割 { 法人税額に応じた負担を求める。 <li style="margin-left: 20px;">[税率] 道府県民税 : 法人税額の3.2% <li style="margin-left: 20px;">市町村民税 : 法人税額の9.7% </div> </div> <p>法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 { 所得割（税率：1.0%）※年800万円超の所得 <li style="margin-left: 20px;">（外形課税対象法人） 外形標準課税（付加価値割：1.2%、資本割：0.5%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （所得割（税率：7.0%）※年800万円超の所得） ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者以外）・ガス供給業・保険業 （収入割（税率：1.3%）） ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 { 収入割（税率：1.05%） <li style="margin-left: 20px;">（外形課税対象法人） 外形標準課税（付加価値割：0.37%、資本割：0.15%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （収入割（税率：1.05%）所得割（税率：1.85%）） <p>特別法人事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 （基準法人所得割額 × 260.0%） <li style="margin-left: 20px;">（外形課税対象法人） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （基準法人所得割額 × 37.0%） ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者以外）・ガス供給業・保険業を営む法人 （基準法人収入割額 × 30.0%） ○ 電気供給業（発電及び小売事業者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金1億円超の普通法人 （基準法人収入割額 × 40.0%） <li style="margin-left: 20px;">（外形課税対象法人） ・ 資本金1億円以下の普通法人 （基準法人所得割額 × 40.0%） <p>・特例措置の内容</p> <p>○地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〔関係条文〕 〔 地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等 〕</p> </div>	
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - () (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な地方法人二税について地方税全体の中でそのあり方を見直すことにより、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進、国内雇用の確保を図る。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国産業の空洞化とそれに伴う雇用機会の喪失が懸念される中、企業の国際競争力の強化及び国内立地の促進を図るための環境改善が急務。 ・ このため、法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討し、地方法人課税のあり方を見直す必要がある。 ・ また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤</p> <p>(関連する閣議決定等)</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2115 について (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定) (抄)</p> <p>(1) 歳入改革 ② 税制の構造改革 (改革の基本方針)</p> <p>i) 成長志向の法人税改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在進めている成長志向の法人税改革をできるだけ早期に完了する。 <p>○ 法人税の改革について (平成 26 年 6 月 27 日政府税制調査会取りまとめ) (抄)</p> <p>1. 法人税改革の趣旨 (略)</p> <p>国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項 (8) 地方法人課税の見直し (法人事業税を中心に)</p> <p>② 改革の方向性 (略)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>				
	政策の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置	同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置				
同上の期間中の達成目標	企業の競争力強化、国内立地の促進、国内雇用の確保					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業立地環境の改善により、企業の競争力の強化、外資系企業の立地促進、国内雇用の確保等の効果が見込まれる。				

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		継続要望

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	29	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	事業所税のあり方の検討	
要望内容（概要）	○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者給与総額（従業者割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。	
関係条文	地方税法第4章第5節事業所税 等	
減収見込額	[初年度] ー （ ー ） [平年度] ー （ ー ） [改正増減収額] ー （単位：百万円）	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>	
本要望に対応する縮減案	ー	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 経済基盤</p> <p>(関連する税制改正大綱、閣議決定等)</p> <p>【法人税の改革について】(平成 26 年 6 月 27 日 政府税調とりまとめ)</p> <p>1. 法人税改革の趣旨</p> <p>国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。</p> <p>2. 具体的な改革事項</p> <p>(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)</p> <p>また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。</p>				
	政策の達成目標	—				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>—</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—				
同上の期間中の達成目標	—					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	—				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	—				
	ページ	29-2				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	継続要望

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	30	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>ウィズコロナ/ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>上記のような場合に生じる税負担を軽減することにより、中小企業による経営資源集約化を図る。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>中小企業による経営資源集約化等を促進するための税制を創設する。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 〕		
減収見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 ウィズコロナ／ポストコロナ社会に向けて、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ウィズコロナ／ポストコロナ社会においては、「新たな日常」に対応していくことが必要。このためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なことも少なくない。</p> <p>このため、新型コロナウイルス感染症の影響によって先行きが不透明な中において、地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等（統合・再編等）を後押しすることで、新規事業拡大や多角化等を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中小企業・小規模事業者の休業・解散や、倒産件数は増加する見込みであるとの民間調査も存在する。企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において経営資源の集約化等を推進することは、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日 閣議決定） 第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略</p> <p>(3) 事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	地域経済・雇用を担おうとする中小企業による経営資源の集約化等を支援することで、業態転換を含めて大胆なビジネスモデルの変革を通じた生産性向上を実現する。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制によって中小企業による経営資源の集約化等に対する負担を軽減することで、経営資源の集約化等に伴うリスクを軽減する取組を促す。これによって、先行きが不透明な中でも中小企業による経営資源の集約化等が進み、中小企業の生産性向上が図られる。なお、地域における雇用の確保や、サプライチェーンの維持等につながる効果も期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置（登録免許税、不動産取得税の特例）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・事業承継総合支援事業（令和3年度概算要求） ・事業承継・世代交代集中支援事業（令和3年度概算要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置等では、中小企業の経営資源の集約化等に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、経営資源集約後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、経営資源集約後も含めて、新型コロナウイルス感染症による先行きの不透明感がある中で、中小企業が経営資源を集約化等することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
	要望の措置の妥当性	経営資源の集約化等を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	31	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内で被災代替償却資産を取得又は改良した法人・個人事業主に対して、震災等が発生した年から4年を経過する年の3月31日までの間に取得又は改良したものに限り、取得した最初の4年間償却資産に係る固定資産税について課税標準を2分の1の価格とする措置を講ずるとされているところ、熊本地震においては、震災発生から4年を経過する年の3月31日までの期間について、2年間適用期限の延長を行い、令和5年3月31日までの期限としたい。</p>		
関係条文	<p>地方税法第349条の3の4</p> <p>地方税法施行令第52条の13の2</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>熊本地震により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>被災から4年を経過する年度までに、震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が、当該償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得し、又は当該償却資産を改良した場合における当該取得等された償却資産については、当該取得等後4年度分固定資産税を軽減し、被災者の負担を軽減する措置がとられている。</p> <p>しかし、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないため、令和3年度以降も償却資産を失った被災者が事業の再建に着手できず、仮設住宅での生活や仮設店舗で規模を縮小した営業をせざるを得ない者も想定される。</p> <p>熊本地震の被災地では本特例が今年度で適用期限を迎え、来年度から特例が適用されなくなるため、被災者の負担が増加し、事業再建が遅れることが懸念される。</p> <p>そのため、被災者の早急な事業再建を支援するために、本特例措置を延長し、被災者の負担を軽減する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	31—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 3. 東日本大震災等からの復興 （2）近年の自然災害からの復興 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年相次ぎ発生した災害に関し、被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。
	政策の達成目標	熊本地震により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	熊本地震により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	政策目標の達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。
有効性	要望の措置の適用見込み	市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	熊本地震より償却資産を失った被災者が、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないこと等により熊本地震による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。
	ページ	31—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>災害により償却資産を失った被災者が、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより事業の再建に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度 本制度を措置</p>
<p>ページ</p>	<p>3 1—3</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ **延長** ・ その他 ）

No	32	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げ等を行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務効率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等） ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和4年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和4年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和4年度末まで）） 等 		
関係条文	〔 地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条 〕		
減収見込額	[初年度] ▲92 (▲1,483)	[平年度] ▲111 (▲1,531)	(単位：百万円)
		ページ	32—1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（平成 30 年度：19.5 兆円）の約 7 割（同：14.2 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。</p> <p>しかしながら我が国は、長年主要国中第 1 位であった研究開発投資の対 GDP 比率で平成 21 年度に韓国に抜かれ、主要国中第 2 位であった民間の研究開発投資額でも平成 22 年度に中国に抜かれ、後塵を拝している。また、リーマンショック後、足許における主要国の研究開発投資伸び率を比較すると、我が国の伸び率は他国と比較して最も低く、大きな危機感を持たざるを得ない状況である。</p> <p>特に近年、GAFAM (Google、Amazon、Facebook、Apple、Microsoft)、BATJ (バイドゥ、アリババ、テンセント、JD)、アジア半導体メーカーを中心に、潤沢なキャッシュフローを元手に、莫大な研究開発投資を継続しているが、対照的に日本企業の研究開発投資は伸び悩んでいる。</p> <p>一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、景気変動等に左右されやすく、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。</p> <p>また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。</p> <p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>特に、近年は、第四次産業革命の進展に伴い、デジタル領域を中心に、研究開発が必要な領域は広がり、必要な研究開発投資の量も増大している。デジタル空間における研究開発は、GAFAM 等のデジタルプラットフォームが覇権を握ったが、今後は、製造現場、販売現場等のリアルなデータを個別産業において活用し、社会実装していくことが重要。この領域における競争に勝てるかどうか、日本経済が成長の軌道に乗れるかどうかの分水嶺になる。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大による経済停滞により、企業収益が低迷する中にあっても、大胆な研究開発投資を行い、リアルデータ・AI を活用してビジネスモデルの転換を図り、DX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進する企業を後押しすることが重要。</p> <p>しかし、現行の研究開発税制では、一定の控除上限により足下の研究開発投資を増加させることに対するインセンティブが限定的であること、リアルデータ・AI を活用したビジネスモデルの転換に不可欠でありながら、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為が現行の税制対象になっていない等の制度的課題が存在。我が国企業の競争力を維持・拡充していくため、早急に是正が必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 技術革新</p> <p>○統合イノベーション戦略2020 [令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第Ⅲ部 各論 第3章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標 ＜研究開発投資の促進＞ ・政府研究開発投資目標（対GDP比1%（第5期基本計画期間中のGDPの名目成長率を第5期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対GDP比4%以上）の達成</p> <p>＜民間研究開発投資の促進＞ ○先進技術の社会実装等の促進に向け、AI等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）[令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進 ～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創薬研究、デジタル化・リモート化やAI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～</p> <p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウイズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 ～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。 ～略～</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和2年7月17日閣議決定]</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進 ア) 企業発オープン・イノベーションの促進 ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。</p> <p>○Beyond 5G 推進戦略 -6Gへのロードマップ-[令和2年6月30日総務省]</p> <p>4. Beyond 5G 推進戦略 4-2. 研究開発戦略 (3) 具体的な施策 (研究開発税制による支援) 国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p>
		ページ

	<p>政策の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中。</p>						
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化（国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化） ○オープンイノベーション型の見直し（手続合理化等）</p> <p>（以上、適用期限の定めなし）</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み</p> <p>（以上、令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間））</p>						
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>						
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p>						
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>○令和 3 年度適用件数見込み</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 総額型</td> <td>3,625 件／事業年度</td> </tr> <tr> <td>・ 中小企業技術基盤強化税制</td> <td>5,489 件／事業年度</td> </tr> <tr> <td>・ オープンイノベーション型</td> <td>596 件／事業年度</td> </tr> </table>	・ 総額型	3,625 件／事業年度	・ 中小企業技術基盤強化税制	5,489 件／事業年度	・ オープンイノベーション型	596 件／事業年度
・ 総額型	3,625 件／事業年度							
・ 中小企業技術基盤強化税制	5,489 件／事業年度							
・ オープンイノベーション型	596 件／事業年度							
	<p>要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）</p>	<p>経済波及効果の試算 （総額型、オープンイノベーション型、高水準型）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度減税額 5,858 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・ 平成 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間に及ぼす <ul style="list-style-type: none"> ①GDP 押し上げ効果：9 兆 2,600 億円 ②雇用創出効果：約 115.9 万人 ③税収効果：約 1 兆 9,012 億円 <p>（中小企業技術基盤強化税制）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度減収額 357 億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・ 平成 30 年度～令和 9 年度までの 10 年間に及ぼす <ul style="list-style-type: none"> ①GDP 押し上げ効果：1 兆 1,930 億円 ②雇用創出効果：約 14.9 万人 ③税収効果：約 2,450 億円 <p>（出典：経済産業省「令和元年度産業技術調査事業（研究開発税制の今後の在り方に関する調査）」）</p>						
<p>ページ</p>	<p>32—4</p>							

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われており、量的には日本よりも多い国も存在。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2015）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>研究開発税制</th> <th>補助金等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>4.66%</td> <td>1.17%</td> <td>5.83%</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>3.56%</td> <td>9.17%</td> <td>12.73%</td> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>11.76%</td> <td>9.04%</td> <td>20.80%</td> </tr> <tr> <td>独国</td> <td>0.00%</td> <td>3.50%</td> <td>3.50%</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>19.35%</td> <td>7.60%</td> <td>26.95%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>5.51%</td> <td>5.20%</td> <td>10.71%</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>3.78%</td> <td>4.41%</td> <td>8.19%</td> </tr> <tr> <td>7カ国平均</td> <td>4.48%</td> <td>5.90%</td> <td>10.12%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典：OECD Main Science and Technology Indicators）</p> <p>※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を2019年可決、2020年1月から施行。</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	4.66%	1.17%	5.83%	米国	3.56%	9.17%	12.73%	英国	11.76%	9.04%	20.80%	独国	0.00%	3.50%	3.50%	仏国	19.35%	7.60%	26.95%	韓国	5.51%	5.20%	10.71%	中国	3.78%	4.41%	8.19%	7カ国平均	4.48%	5.90%
	研究開発税制	補助金等	合計																																		
日本	4.66%	1.17%	5.83%																																		
米国	3.56%	9.17%	12.73%																																		
英国	11.76%	9.04%	20.80%																																		
独国	0.00%	3.50%	3.50%																																		
仏国	19.35%	7.60%	26.95%																																		
韓国	5.51%	5.20%	10.71%																																		
中国	3.78%	4.41%	8.19%																																		
7カ国平均	4.48%	5.90%	10.12%																																		
要望の措置の妥当性	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p> <p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。</p> <p>こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。</p>																																				

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○減収額実績</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成28年度 34億円 平成29年度 38億円 平成30年度 46億円</p> <p><オープンイノベーション型> 平成28年度 0.21億円 平成29年度 0.24億円 平成30年度 0.44億円 (出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>【参考：国税】</p> <p>① 減収額実績 (うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p><総額型> 平成28年度 4,939億円 (48億円) 平成29年度 6,102億円 (64億円) 平成30年度 5,751億円 (57億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成28年度 260億円 (257億円) 平成29年度 297億円 (296億円) 平成30年度 357億円 (357億円)</p> <p><高水準型> 平成28年度 45億円 (0.8億円) 平成29年度 39億円 (0.8億円) 平成30年度 23億円 (1.2億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成28年度 42億円 (1.6億円) 平成29年度 81億円 (1.8億円) 平成30年度 84億円 (3.7億円)</p> <p>② 適用事業者数 (うち、資本金1億円以下の法人分)</p> <p><総額型> 平成28年度 3,568法人 (781法人) 平成29年度 4,102法人 (1,186法人) 平成30年度 3,822法人 (1,017法人)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成28年度 5,320法人 (5,302法人) 平成29年度 5,411法人 (5,391法人) 平成30年度 5,690法人 (5,674法人)</p> <p><高水準型> 平成28年度 150法人 (102法人) 平成29年度 147法人 (108法人) 平成30年度 149法人 (110法人)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成28年度 397法人 (189法人) 平成29年度 503法人 (234法人) 平成30年度 580法人 (283法人) (出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※前回要望時(令和元年度税制改正要望時)における平成29年度、平成30年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収見込額及び適用見込事業者数は、別紙に記載。</p>
	<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>○企業の研究開発費の推移（うち、資本金1億円未満の企業分）</p> <p>平成24年度 121,705億円（3,409億円） 平成25年度 126,920億円（3,491億円） 平成26年度 135,864億円（5,141億円） 平成27年度 136,857億円（4,404億円） 平成28年度 133,183億円（4,357億円） 平成29年度 137,989億円（3,955億円） 平成30年度 142,316億円（3,809億円）</p> <p>（出典：総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成30年度の民間企業の研究開発投資は、対GDP比2.60%となっている（総務省「科学技術研究調査」）</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分…25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分…25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する制度へ改組。特別税額控除限度額を当期の法人税額の12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人税額の14%相当額）に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。 平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成15年度 拡充 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。 平成18年度 拡充 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。</p>

これまでの要望経緯	平成 20 年度 拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の 10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
	平成 21 年度 拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
		拡充 （経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
	平成 22 年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
	平成 23 年度 縮減	総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
		延長 （平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
	平成 24 年度 延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
	平成 25 年度 拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
	平成 26 年度 拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。
	平成 27 年度 拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、OI 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。 OI 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
		縮減 繰越控除制度の廃止。
	平成 29 年度 拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。 OI 型の要件を緩和。
		延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
	令和 元年度 拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	33		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の延長			
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）が選択適用できる。 ・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。 			
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31</p> </div>			
減収見込額	[初年度]	－（▲22,600の内数）	[平年度]	－（▲22,600の内数）
	[改正増減収額]	－		（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等における中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業者等の設備投資を促進し、生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進の加速化することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業者等を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから設備投資に力強さが欠けているところである。そのような状況下においても、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、即時償却等の税制上の強力な支援を行うことにより、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>			
本要望に対応する縮減案	－			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号） （目的） 第一条 この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援、中小企業の経営革新及び異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに中小企業等の経営力向上の支援並びに中小企業の事業継続力強化の支援を行うとともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備すること等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウイズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>
	政策の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の14兆円の水準まで回復させること。
政策目標の達成状況	<p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;">【設備投資額の推移】</p> <p style="text-align: center;">（出所）「法人企業統計」（財務省）</p>	

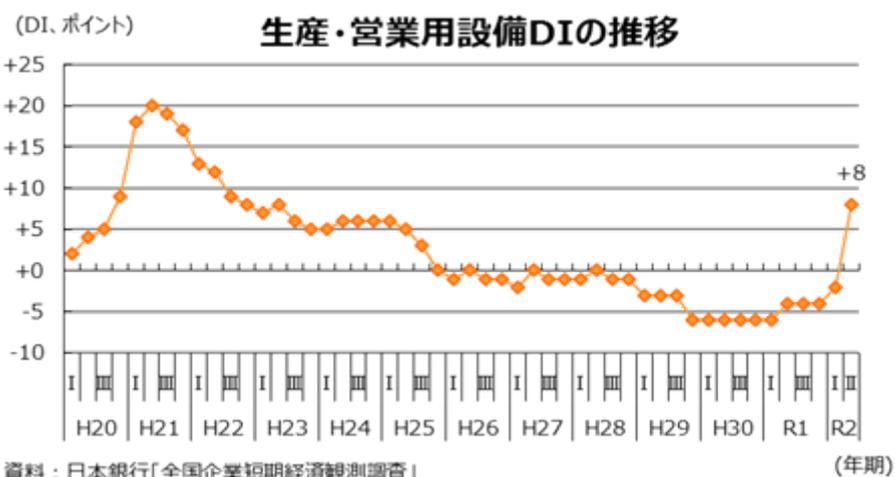
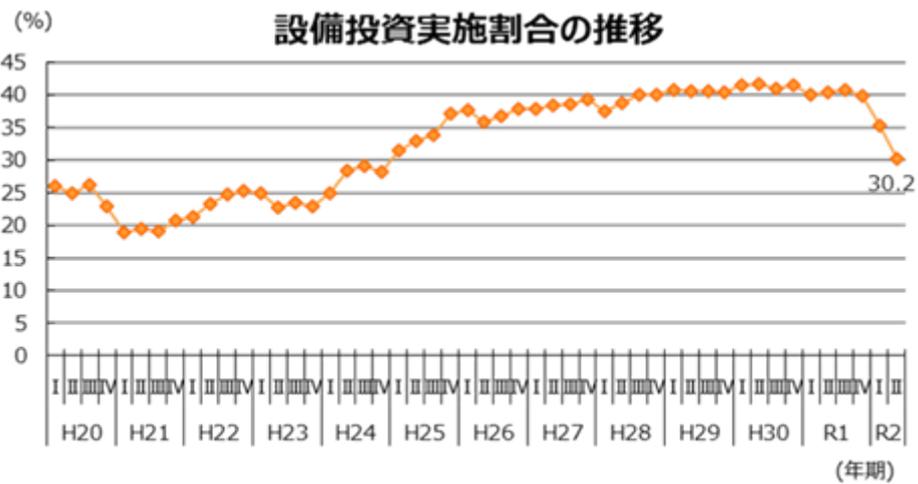
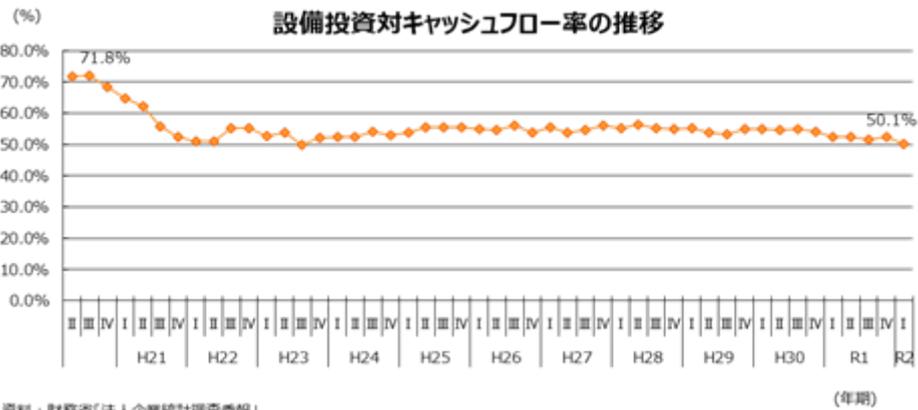
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用事業者数) 令和3年度 24,601 令和4年度 24,650 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業等経営強化法の認定を受けた中小企業者等の質の高い投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、工具、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
	ページ	33—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成 29 年度：14,143 件 平成 30 年度：26,469 件</p> <p>【減収額】 平成 29 年度：619 億円 平成 30 年度：1,063 億円</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 45 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 5 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 377 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 137 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 14 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 163 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 5 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 377 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 14 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 163 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 45 億円の内数	税額控除	約 5 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 377 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 137 億円の内数	税額控除	約 14 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 163 億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって半数以上の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和元年度における中小企業者等の設備投資は 12 兆円（四半期で 3 兆円）となっている。中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設（適用期間は平成 31 年 3 月末まで）</p> <p>令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長（適用期間は令和 3 年 3 月末まで）</p> <p>令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加</p>																				
<p>ページ</p>	<p>33—4</p>																				

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>
	政策の達成目標	<p>中小企業の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>
ページ	34—2	

中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。

政策目標の
達成状況



有効性	要望の措置の適用見込み	(適用期間内における適用件数見込み) 令和3年度 50,779 令和4年度 50,881 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
34—4		

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用件数】 平成 28 年度: 73,705 件 平成 29 年度: 67,035 件 平成 30 年度: 54,634 件</p> <p>【減収額】 平成 28 年度: 1,182 億円 平成 29 年度: 883 億円 平成 30 年度: 573 億円</p>																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【平成 30 年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 18 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 6 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 149 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 54 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>約 18 億円の内数</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約 64 億円の内数</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>	(道府県民税)	特別償却	約 18 億円の内数	税額控除	約 6 億円の内数	(事業税)	特別償却	約 149 億円の内数	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約 54 億円の内数	税額控除	約 18 億円の内数	(地方法人特別税)	特別償却	約 64 億円の内数	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約 18 億円の内数	税額控除	約 6 億円の内数																	
(事業税)	特別償却	約 149 億円の内数	税額控除	—																	
(市町村民税)	特別償却	約 54 億円の内数	税額控除	約 18 億円の内数																	
(地方法人特別税)	特別償却	約 64 億円の内数	税額控除	—																	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約 6 割の企業の投資判断を後押ししたとのアンケート結果がある。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 「総合経済対策」（平成 10 年 4 月）に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上） 平成 12 年度 1 年間の延長（平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長） 平成 13 年度 10 ヶ月の延長（平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 14 年度 2 年間の延長（平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長（平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充） 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p>																				
<p>ページ</p>	<p>34—5</p>																				

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	35	府省庁名	経済産業省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p>			
関係条文	<p>租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4</p> <p>租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4</p> <p>租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30</p> <p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p>			
減収見込額	[初年度]	－（ ▲540 ）	[平年度]	－（ ▲540 ）
	[改正増減収額]	－		（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業者等（以下「中小商業・サービス業等」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。</p> <p>そのような状況の中で、令和元年10月に消費税率が引上げられ、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、中小商業・サービス業等の足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、収益・雇用は縮小し、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、設備投資を後押しし、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化を目指す。</p>			
本要望に対応する縮減案	－			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>中小企業・地域経済 経営革新・創業促進</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 (4) 消費など国内需要の喚起 企業の設備投資は、一部に先送りの動きが見られるなど感染症の影響を受けつつもソフトウェア投資等は底堅く推移している。サプライチェーンの強靱化への支援のほか、こうしたデジタル化やリモート化など社会変革を進める前向きな投資を強力に後押しする。</p>
	政策の達成目標	中小商業・サービス業等における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<p>中小商業・サービス業等の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。</p> <p style="text-align: center;">中小企業者の売上高DIの推移</p> <p>資料：中小機構「中小企業景況調査」 (注)売上高DIは、前期に比べて、売上高が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合を引いたもの。</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用事業者数)</p> <p>令和3年度 4,960 令和4年度 4,970 ※平成30年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																						
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。</p>																						
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																						
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																						
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																						
	要望の措置の妥当性	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業等を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることを要件としており、対象設備は建物附属設備と器具備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>																						
税負担軽減措置等の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成28年度：4,500件 平成29年度：5,136件 平成30年度：5,337件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成28年度：21億円 平成29年度：32億円 平成30年度：32億円</p>																							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>【平成30年度】</p> <table border="1"> <tr> <td>(道府県民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約0.6億円</td> <td>税額控除</td> <td>約0.6億円</td> </tr> <tr> <td>(事業税)</td> <td>特別償却</td> <td>約4.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(市町村民税)</td> <td>特別償却</td> <td>約1.7億円</td> <td>税額控除</td> <td>約1.8億円</td> </tr> <tr> <td>(地方法人特別税)</td> <td>特別償却</td> <td>約2.0億円</td> <td>税額控除</td> <td>—</td> </tr> </table>				(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円	(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—	(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円	(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—
(道府県民税)	特別償却	約0.6億円	税額控除	約0.6億円																				
(事業税)	特別償却	約4.7億円	税額控除	—																				
(市町村民税)	特別償却	約1.7億円	税額控除	約1.8億円																				
(地方法人特別税)	特別償却	約2.0億円	税額控除	—																				
ページ	35—3																							

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」の導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等「画像識別機能付き POS レジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上（飲食サービス業）、「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上（介護業）等の活用実績が見られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業者等の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長 （平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長） 平成 29 年度 2 年間の延長 （平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長） 令和元年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2 年間の延長 （令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）</p>
<p>ページ</p>	<p>35—4</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	36	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 燃料電池自動車の燃料等供給設備（水素充てん設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長する。</p> <p>・特例措置の内容 燃料電池自動車に水素を充てんするための設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を最初の3年度分を3/4とする。 (対象設備) 水素充てん設備（1億5,000万円以上） ※（ ）内は対象となる設備の取得価格要件</p>	
関係条文	地方税法第349条の2、地方税法附則第15条第11項、同法施行令附則第11条第11項、同法施行規則附則第6条第28項～第30項	
減収見込額	<p>[初年度] ー (ー) [平年度] ー (▲107.9) [改正増減収額] ー (ー) (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 低公害車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車に位置づけられており、「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月閣議決定）において、次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目標に掲げている。加えて、水素社会の実現に向けた世界初の国家戦略である「水素基本戦略」（平成29年12月26日閣僚会議決定）や、官民のアクションプランである「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成28年3月22日改訂）において、燃料電池自動車（FCV）については、2025年までに保有台数20万台程度、2030年までに保有台数80万台程度の普及を目指すとの目標掲げている。</p> <p>(2) 施策の必要性 水素充てん設備（水素ステーション）については、「水素基本戦略」や「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において、上記FCVの目標達成に向け、2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度を整備するとともに、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指すこととしている。2018年2月には水素ステーションの戦略的整備を進めるための新会社「日本水素ステーションネットワーク合同会社（JHyM）」が設立され、第一期となる2018年度から2021年度の4年間で80箇所の水素ステーションの整備を目指している。政府としても新会社による整備を後押しすべく、規制改革、技術開発、水素ステーションの整備支援を三位一体で推進するなど、官民一体となって2020年代後半の自立化に向けて取り組んでいるところ。 これまでの取組について、中間目標である2020年度の160箇所の整備については概ね達成見込みであり、次の目標として2025年の320箇所整備に向けた取り組みを推進する。 しかしながら、水素ステーションの整備費・運営費が未だ非常に高いことや、燃料電池自動車普及の黎明期においてはステーションの稼働率が低く、安定収益の裏付けがないこと等が水素ステーション整備の障害となっている。水素ステーションのコスト低減に向けては、規制見直しや技術開発を進めているが、成果が出るまでは一定の時間を要することから、水素供給設備を取得する者に対する税制上のインセンティブを設けることで、民間の投資負担を軽減し、水素ステーションの戦略的整備を強力に推し進めていくことができる。</p>	
	ページ	36-1

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

ページ	36-2
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 環境
	政策の達成目標	(エネルギー基本計画、水素基本戦略) ○次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指す。 ○次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠である。 ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 ○2014年から商業販売が始まった燃料電池自動車の導入を推進するため、燃料電池自動車の普及に必須となる水素ステーションについて、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、2020年度内に160箇所程度、2025年度内に320箇所程度を整備するとともに、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年3月31日まで2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 ○水素ステーションについて、2020年度までに160箇所、2025年度までに320箇所の整備を目標とし、2020年代後半までに水素ステーション事業の自立化を目指す。
	政策目標の達成状況	○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年13%、平成24年21%、平成25年23%、平成26年25%、平成27年30%、平成28年35%、平成29年36%、平成30年38%、令和元年39%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。 ○「エネルギー基本計画」における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成のためには、本特例措置の延長が必要。
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和3年度：水素充てん設備：32件 ○令和4年度：水素充てん設備：32件 ※事業者、業界団体等へのヒアリング結果等から試算。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○燃料等供給設備の設置者に対して維持費用の負担軽減を図ることにより、設置数の拡大によるインフラの整備、これに伴う燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ることができる。 ○この結果、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等を推し進めることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○水素充てん設備については、平成25年度より「水素供給設備整備事業費補助金」として、水素充てん設備を整備する者に対し、整備費用の一部を補助する事業を開始。予算額は平成25年度当初予算45.9億円、平成26年度当初予算72億円、平成26年度補正予算95.9億円、平成28年度当初予算62.0億円、平成29年度45.0億円、平成30年度56.0億円、平成31年度100.0億円、令和2年度120.0億円。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	○燃料電池自動車に代表される次世代自動車は従来車に比べ高額であることから短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>○燃料等供給設備は燃料電池自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであり、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014年から燃料電池自動車における商業販売が開始されており、既に約3,700台が普及しているが、今後更なる普及が予想されており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>燃料等供給設備数は以下のとおり。 (25年度) (26年度) (27年度) (28年度) (29年度) (30年度) (31年度) 18箇所 11箇所 13箇所 45箇所 68箇所 68箇所 42箇所</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格） 適用実績： (25年度) (26年度) (27年度) (28年度) (29年度) (30年度) 269,789千円 234,063千円 101,368千円 1,094,682千円 6,178,186千円 5,936,456千円</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>○水素ステーションは、現在整備中のものを含めると157箇所の整備が進行している。 ○新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年13%であったが、令和元年には39%まで増加。 ○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成29年度において二酸化窒素：99.7%、浮遊粒子状物質：100%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>（エネルギー基本計画） ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。 ○モビリティにおける水素利用の中核となる燃料電池自動車（FCV）と水素ステーションについては、取組の両輪として進めていくことが重要である。具体的には、2025年までに320箇所の水素ステーションを整備し、2020年代後半までに水素ステーションビジネスの自立化を目指すとともに、FCVについては2025年までに20万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目指す。</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>水素ステーションは、現在整備中のものを含めると157箇所の整備が進行している。2025年度に320箇所程度の水素ステーションの整備目標を達成すべく、水素ステーション整備新会社を中心に戦略的に整備を進めていくとともに、政府としても令和2年度当初予算の適切な執行による整備支援などに取り組むこととしている。</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度 創設 ・平成11年度 延長 ・平成13年度 延長 ・平成15年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成17年度 延長 ・平成19年度 延長 ・平成21年度 一部見直し（充電設備の取得価額要件を2,000万円以上から300万円以上に引き下げ）のうえで延長・拡充 ・平成23年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成25年度 一部見直し（水素充てん設備の取得価額要件を2,000万円から1億5,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成27年度 一部見直し（天然ガス充てん設備の取得価額要件を2,000万円から4,000万円に引き上げ）のうえで延長 ・平成29年度 一部見直し（対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを追加）のうえで延長 ・平成31年度 一部見直し（天然ガス充てん設備を対象から除外、水素充てん設備の課税標準を2/3から3/4に変更）のうえで延長 	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	37	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大等）	
要望内容（概要）	<p>金融所得に対する課税について、多様な金融商品（上場株式、公募投資信託、特定公社債、先物取引等）を一元的に捉え、その課税方式の均衡化を図り、併せて金融商品間の損益通算を広く可能とするほか、上場株式等と先物取引について認められている損失の繰越控除（3年間）を拡大していく税制措置を講じる。具体的には、商品先物取引の決済差損益や商品ファンドの収益分配金・償還損益等について、特定口座等の導入による簡易な確定申告の方法の整備等により、上場株式等の譲渡損益等との損益通算の対象に含める。</p>	
関係条文	<p>〔 地方税法第23条、第32条、第71条の5、第71条の6、第71条の27、第71条の28、第71条の48、第71条の49、第313条、附則第35条の2～第35条の4の2 〕</p> <p>【国税関係法令の条文】 所得税（所得税法第23条、第24条、第33条、第35条、租税特別措置法第3条、第8条の4、第8条の5、第9条の3、第37条の10、第37条の11の6、第37条の12の2、第37条の13～13の2、第41条の10、第41条の14及び第41条の15）</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ▲110 (—) [平年度] ▲110 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、金融商品を介した市場への資金供給を円滑なものとし、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。また、我が国取引所の国際競争力の強化とユーザーの利便性向上を図ることを目的とした総合取引所が本年（令和2年）7月に実現しており、併せて本税制措置を講ずることによって、ユーザーの利便性を一層向上させることで資金供給の更なる円滑化と市場の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の個人金融資産は、約1,800兆円程度もの規模であるが、その約半分は現預金で保有・運用されており、この割合は、諸外国に比べて高い。そのため、株式や投信、債券など現預金以外での資産運用がなされている比率は諸外国に比べて低い水準に留まっている。潤沢な個人金融資産の存在は我が国にとって大きな財産であり、家計の資産運用行動に対して、我が国の産業の成長に寄与する形での変化を促進できれば、成長分野への資金供給の流れを形成することが可能となる。金融商品を介した家計から市場および企業部門への資金の好循環をもたらすためにも、金融所得に係る課税関係をリスクリターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p> <p>また、近年、我が国商品先物取引市場の流動性が減少し、商品先物市場が持つ価格変動リスクのヘッジ機能等の低下が懸念されているとともに、商品は株式等の分散投資先としても有効とされていることから、商品先物等に対する個人からの投資環境を整備する必要がある。このため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算等の範囲を拡大し、簡素で中立的な税制とすることが必要である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期限の定めのない措置を要望
	同上の期間中の達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の達成状況	商品先物については、個人投資家が平成16年に比べ25%以上減少して、令和2年年初で約7.6万人にまで落ち込んでいる。商品市場が縮小したことにより、原材料等購入のために商品価格の変動リスクを固定化したいという我が国企業の価格のヘッジニーズに応えられていない状況。このため、本措置の導入により、証券・商品市場への個人投資家の参加を促し、市場機能の活性化を図る。
有効性	要望の措置の適用見込み	商品先物等に係る適用見込み 商品先物等については、商品先物や商品ファンド等への投資を行っている個人投資家とその内の損失者数を推計すると、本措置の潜在的な利用者は約1万人と推定される。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	我が国企業が、個人金融資産を活用して株式や社債等の金融商品を通じた市場からの資金調達が実施しやすくなることは、資金調達手法の多様化、適時適量な資金調達と投資の実行等にも資するものであり、有効なものであるといえる。 また、個人金融資産が商品先物市場に流動性を与えることにより、我が国企業が、商品価格の変動リスクを固定化するヘッジニーズに応えることが可能となることで、我が国企業の国際競争力が高まることから、有効であるといえる。また、株式の配当・譲渡損益等と商品先物の損益通算が可能となることをインセンティブとして商品市場に参加する個人投資家が増加することが期待され、それにより投資家の利便性が高まり、取引活性化に資するものであるため、有効なものであるといえる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を税制面で整備するための要望であり、予算その他の措置によっては実現することはできないことから、租税特別措置によって実施することは妥当であるといえる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本要望と関連する過去の要望は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式投資信託の譲渡損益と株式等にかかる譲渡損益の損益通算及び上場株式等の譲渡損失にかかる3年間の繰越（平成15年度税制改正） ・ 公募株式投資信託の譲渡益課税の上場株式並みの軽減（譲渡益に対する10%の優遇税率の適用、譲渡損失の繰越控除制度の対象への追加、平成16年度税制改正） ・ 上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算（平成20年度税制改正） ・ 平成23年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成24年度税制改正大綱において、金融証券税制については、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとされた。 ・ 平成25年度税制改正大綱において、上場株式等と特定公社債等の譲渡損益等について、損益通算が認められた。また、平成25年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、対象に公社債等を含める今回の改正を踏まえつつ、総合的な取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する」と記載された。 ・ 平成26年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、意図的な租税回避の防止に十分留意し、引き続き検討する。」と記載された（平成27年度も同様の記載）。 ・ 平成28年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された（平成29年度～平成31年度も同様の記載） ・ 令和2年度税制改正大綱（自民党・公明党）において、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」と記載された。
ページ	37 — 4

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	38	府省庁名 <u>経済産業省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業再生税制については、中小企業の事業再生を支援する観点から、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド（特定投資事業有限責任組合）により債権放棄が行われた場合についても、特例（評価損の損金算入が可能等）が措置されていたところ（平成31年3月末まで）。</p> <p>・ 特例措置の内容 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた中小企業の事業再生が発生することから、事業再生ファンドによる債権放棄が行われた場合の特例措置を復活させる。</p>	
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号	
減収見込額	[初年度] —（—） [平年度] —（—） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>(1) 政策目的 事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、経営改善・事業再生が必要な中小企業は数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、事業再生ファンドの無限責任組合員をはじめとした外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新型コロナウイルス感染症拡大による経済の悪化からの回復をより一層加速させていく必要があることから、本特例措置の復活を要望する必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	
ページ		38—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小・地域 経営安定・取引適正化
	政策の達成目標	事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	事業再生を行う中小企業が適用対象。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けることを可能にするものであり、中小企業の事業再生・経営支援を促進するうえで有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる取組みを本格化させるための環境を整備するものであり、要望として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までの適用件数：3件 ・平成30年度末時点で指定を受けていた特定投資事業有限責任組合：22組合
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を行うことが可能となった。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業再生が必要な中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の事業再生・経営支援に関しては、金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導するとともに、抜本的な事業再生の可能性を探るプロセスを進めてきたところ。今後、産業の新陳代謝を見据えた取り組みの成果が表れると考えられることから、引き続き、時間をかけて取り組むことが必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年度：本特例措置を新設。 平成28年度：本特例措置を延長（平成31年3月末まで）。</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No 39

府省庁名 経済産業省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設

要望内容（概要）

【制度概要】
 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、新産業創出等推進事業^{※2}を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。

※1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第84条第2項第2号）

※2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（改正法第84条第1項）

【要望内容】
 新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除
 福島国際研究産業都市区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の20%を税額控除する。

※4 原子力災害の被災者である労働者のほか、福島イノベーション・コースト構想の推進に資する労働者を予定。

（3）開発研究用資産に係る特別償却等
 開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験費とみなして、税額控除できる特例措置を創設。

（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

関係条文 改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）
 第84条～第85条の8

減収見込額	[初年度] ▲145 (-) [平年度] ▲333 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)																														
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災復興加速化のための第8次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。</p> <p>このため、令和2年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再生特別措置法（以下、「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることとした。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>福島県浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村の15市町村をいう。以下同じ。）では、製造品出荷額等や従業員数等が全国と比べて下回るなど、現在も厳しい状況が続いている。</p> <p>製造品出荷額等：双葉郡8町村24%、福島県103%、全国115% （工業統計調査「製造品出荷額等」におけるR1速報値/H22）</p> <p>従業者数：福島県97%、浪江町4%、楡葉町32%、広野町59%、全国101% （工業統計調査「従業者数」におけるR1速報値/H22）</p> <p>東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積にこれまで取り組んできた。</p> <p>令和2年度末の「復興・創生期間」後も、福島の復興・再生には中長期的な取組が必要であり、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要である。</p> <p>このため、令和2年度税制改正要望を行い、令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、現行法の見直しに際し、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積を推進するための課税の特例を創設する旨が示された。</p> <p>その後、現行法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る事業を行う事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正要望において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要望するものである。</p> <p>【参考】福島県内における現行の主な税制優遇措置</p> <table border="1" data-bbox="304 1489 1445 2087"> <thead> <tr> <th></th> <th>(1) 福島特措法税制</th> <th>(2) 復興特区税制^{※5}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資</td> <td> 確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td> 指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>雇用</td> <td> 確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間） </td> <td> 指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間） </td> </tr> <tr> <td>研究開発</td> <td>-</td> <td> 開発研究用資産を取付した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※5 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和3年3月まで）。</p>		(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※5}	投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間）	研究開発	-	開発研究用資産を取付した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除
	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※5}																													
投資	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="472 1662 932 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除 <table border="1" data-bbox="967 1662 1426 1783"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%											
	特別償却	税額控除																													
機械・装置	即時償却	15%																													
建物等	25%	8%																													
	特別償却	税額控除																													
機械・装置	即時償却	15%																													
建物等	25%	8%																													
雇用	確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 （確認・認定を受けた日から5年間）	指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 （指定を受けた日から5年間）																													
研究開発	-	開発研究用資産を取付した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除																													
	ページ	39-2																													

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度 避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域等への拡大</p> <p>平成 27 年度 避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設</p> <p>平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p> <p>平成 31 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等の特例措置等）の適用期間の延長等</p> <p>令和 2 年度 福島特措法税制に関する所要の措置</p>
<p>ページ</p>	<p>39—5</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No 40

府省庁名 経済産業省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

要望内容（概要）

【制度概要】
 いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害^{※1}がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動^{※2}（以下、「特定事業活動」という。）を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。

※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第7条第5項第3号）

※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（改正法第74条第1項）

【要望内容】
 福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定事業活動を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）被災雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除
 福島県内の事業所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除する。

※4 平成23年3月11日において福島に所在する事業者には雇用されていた者又は平成23年3月11日において福島に居住していた者とする。

（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

〔関係条文〕 〔改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）第74条～第75条の5〕

減収見込額 [初年度] ▲91 (-) [平年度] ▲160 (-)
 [改正増減収額] - (単位：百万円)

要望理由

(1) 政策目的

東日本大震災復興加速化のための第8次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。

このため、令和2年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再生特別措置法（以下、「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることとした。

(2) 施策の必要性

福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法第74条及び第75条の規定により、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく復興特区税制の要件緩和を行い、内陸部を含め県内全域を復興特区税制の対象地域としている。しかし、令和2年度末をもって復興特区税制の対象地域が重点化されることに伴い、当該要件緩和についても令和2年度末をもって廃止されることとなった。

一方、放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地として福島県を挙げる消費者が10.7%存在^{※5}し、震災前との比較において福島県を訪れる外国人宿泊者数の伸びが全国を大きく下回る（福島県205%、全国389%）^{※6}など、農林水産業や観光業等においては今なお風評被害が根強く残っている状況である。

このため、令和2年度税制改正要望を行い、令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、現行法の見直しに際し、風評対策に係る課税の特例を創設する旨が示された。

その後、現行法を改正し、今なお風評被害への対処が必要な福島県内の農林水産業、観光業等の事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要望するものである。

※5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第13回）」（令和2年3月消費者庁取りまとめ）

※6 宿泊旅行統計調査「従業員10人以上の施設における延べ宿泊者数」における令和元年結果（確定値）の平成22年結果比

【参考】福島県内における現行の税制優遇措置

	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 ^{※7}																		
投資	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	<p>指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取付した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
雇用	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 (確認・認定を受けた日から5年間)</p>	<p>指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 (指定を受けた日から5年間)</p>																		
研究開発	—	<p>開発研究用資産を取付した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除</p>																		

※7 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和3年3月末まで）。

本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 福島・震災復興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 24 年度 避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域等への拡大</p> <p>平成 27 年度 避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設</p> <p>平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p> <p>平成 31 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等の特例措置等）の適用期間の延長等</p> <p>令和 2 年度 福島特措法税制に関する所要の措置</p>
ページ	40—4

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	41	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国際金融ハブ取引に係る税制措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>—</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>国際金融ハブ取引について、金融事業者・高度金融人材が日本に参入しやすくするための税制上の措置を講ずること。</p>		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>専ら海外投資家を対象とする金融事業者及びそこで働く海外からの高度金融人材に対する課税の特例等を設けることで、国際金融センターの地位を確立すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日本が国際金融センターとして確立するための強みとして、生活物価・オフィス価格の安さ、治安の良さなどが指摘されてきた一方、弱みとして、税金の高さ、英語による行政対応等の不十分さ等の指摘されてきたところ。</p> <p>昨今の香港の情勢を受けて地政学リスクへの意識が高まったこと等により、グローバルに展開する金融機関は、ハブ機能を幾つかの拠点に分散・連携させる動きを加速させる可能性がある。</p> <p>これら金融事業者・高度金融人材の受け入れを加速させることが、日本をアジアの国際金融ハブとして確立するために重要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	金融事業者及び高度金融人材等に適用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	金融事業者や高度金融人材を呼び込むことを通じた国際金融センターの地位の確立に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、我が国が国際的な金融の中心としての地位を確立するための税制上の措置であり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度がはじめての要望である。

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	42	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（以下、「被災償却資産」という。）の所有者等のうち、当該被災償却資産に代わる償却資産（以下、「被災代替償却資産」という。）を一定の被災地域内において取得又は改良する者は、固定資産税の特例措置を受けることができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、被災償却資産の所有者が、令和3年3月31日までの間に、一定の被災地域内において代替償却資産を取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置を受けることができるが、今後も被災者による代替償却資産の取得が継続すると見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第56条第12項		
減収見込額	[初年度] ー（ー）	[平年度] ー（▲5）	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>地震・津波被災地域では、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興の総仕上げに向け、被災事業者等の施設・設備の復旧、事業の本格再開等を引き続き支援する必要がある。</p> <p>また、福島原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除くすべての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっており、今後、被災事業者等の事業再開等を一層加速していく必要がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>① 事業活動の状況</p> <p>○ 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県86%（R1.8）、宮城県80%（R2.3）、福島県74%（R2.7）となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査（R2.3）によれば、また、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数246）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が78者、再譲渡等により事業継続と回答した事業者が41者いるという状況にある。</p> <p>このような事業活動の状況下において、岩手県、宮城県及び福島県の市町村に対して実施したアンケート調査結果（R2.4）によると、被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、現状においても一定数の適用がある。（H29：292件、H30：188件、R元：89件）</p> <p>○ 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査（R元.6）では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p>		
	ページ	42—1	

	<p>② 面整備の状況</p> <p>○ 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約288haの供給予定となっている。</p> <p>また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供用済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。</p> <p>このように、事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和6年3月31日まで3年間の延長を要望する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）（抄）</p> <p>Ⅱ. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」</p> <p>3 産業・なりわいの再生</p> <p>○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。また、2020年度末で期限を迎えるその他の復興関連税制についても、他の災害関連税制の実例等も踏まえ、延長、廃止等の検討を開始すること。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）（抄）</p> <p>Ⅱ. 「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2. 復興を支える仕組み</p> <p>（2）法制度</p> <p>① 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>また、その他の復興関連税制についても、過去の大規模災害における取組事例等も踏まえ、適切に延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）（抄）</p> <p>2. 復興期間</p> <p>復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。</p> <p>■経済産業省の政策評価体系</p> <p>中小企業・地域経済 福島・震災復興</p>
	政策の達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	延長期間 3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	—	

有効性	要望の措置の適用見込み	令和3年度 70件 令和4年度 65件 令和5年度 58件 令和6年度 52件 令和7年度 44件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	被災代替資産の特別償却（震災特例法第11条、第18条、第26条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		「固定資産の価格等の概要調書」（総務省調べ）から減収額を算出 平成24年度 650百万円 平成25年度 1,418百万円 平成26年度 2,070百万円 平成27年度 1,722百万円 平成28年度 1,208百万円 平成29年度 799百万円 平成30年度 358百万円 令和元年度 45百万円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

これまでの要望経緯	平成 23 年度 創設 平成 28 年度 適用期間を 3 年間延長（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで） 令和元年度 適用期間を 2 年間延長（平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）
-----------	---

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	43	府省庁名	経済産業省																												
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）																														
要望項目名	復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長																														
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 令和3年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">投資時期</th> <th colspan="2">特別償却</th> <th colspan="2">税額控除</th> </tr> <tr> <th>～H31.3.31</th> <th>H31.4.1～ R3.3.31</th> <th>～H31.3.31</th> <th>H31.4.1～ R3.3.31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>50% (福島県：即時償却)</td> <td>50%・34% (福島県：即時償却)</td> <td>15% (福島県15%)</td> <td>15%・10% (福島県15%)</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25% (福島県25%)</td> <td>25%・17% (福島県25%)</td> <td>8% (福島県8%)</td> <td>8%・6% (福島県8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 下線は雇用等被害地域（注）を含む市町村の区域内に限る。 （注）復興特区法に規定する「東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」。</p> <p>・特例措置の内容 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、適用期限（令和3年3月31日）を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">投資時期</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.4.1～R6.3.31</td> <td>50%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>復興特区税制の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、復興特区税制の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう経過措置を設ける。</p>			投資時期	特別償却		税額控除		～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31	機械・装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15% (福島県15%)	15%・10% (福島県15%)	建物・構築物	25% (福島県25%)	25%・17% (福島県25%)	8% (福島県8%)	8%・6% (福島県8%)	投資時期	特別償却	税額控除	R3.4.1～R6.3.31	50%	15%	建物・構築物	25%	8%
投資時期	特別償却		税額控除																												
	～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31	～H31.3.31	H31.4.1～ R3.3.31																											
機械・装置	50% (福島県：即時償却)	50%・34% (福島県：即時償却)	15% (福島県15%)	15%・10% (福島県15%)																											
建物・構築物	25% (福島県25%)	25%・17% (福島県25%)	8% (福島県8%)	8%・6% (福島県8%)																											
投資時期	特別償却	税額控除																													
	R3.4.1～R6.3.31	50%	15%																												
建物・構築物	25%	8%																													
関係条文	<p>○東日本大震災復興特別区域法第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条、第17条の2及び第25条の2 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号</p>																														
減収見込額	<p>[初年度] — (▲388) [平年度] — (▲388) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>																														

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R2. 4. 1/H22 国調人口:3 県沿岸等 90%、全国平均 98%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等)</p> <p>②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246 者)、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R1. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R1 工業統計/H22 工業統計:3 県沿岸等 89%、全国平均 102%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等)</p> <p>④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定)</p> <p>Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2.復興を支える仕組み</p> <p>(2)法制度</p> <p>①東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>■経済産業省の政策評価体系</p> <p>中小企業・地域経済</p> <p>福島・震災復興</p>															
	政策の達成目標	沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)において投資を行う事業者の増加															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)															
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ															
政策目標の達成状況	令和元年度までに復興特区法第37条に基づき指定を受けた件数	<p>件数(令和2年3月末)</p> <p>法人 3,003件 個人 365件 (合計 3,368件)</p> <p>うち沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における件数</p> <p>法人 1,549件 個人 341件 (合計 1,890件)</p>															
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>75件</td> <td>13件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>60件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>48件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>3年計</td> <td>183件</td> <td>26件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(合計 209件)</p> <p>※沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に限る</p>		法人	個人	令和3年度	75件	13件	令和4年度	60件	8件	令和5年度	48件	5件	3年計	183件	26件
		法人	個人														
令和3年度	75件	13件															
令和4年度	60件	8件															
令和5年度	48件	5件															
3年計	183件	26件															
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における機械装置及び建物・構築物への設備投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置(復興特区法第38条から第40条)															

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、対象を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定した上で、更に、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ事業の用に供されたことのない新規の設備投資に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績	令和元年度までの復興特区法第37条に基づく指定の件数は以下のとおり。 件数（令和2年3月末） 法人 3,003件 個人 365件（合計3,368件）	
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において、事業用設備の投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。	
前回要望時の達成目標	津波被災地域（雇用等被害地域を含む市町村の区域内）において投資を行う事業者の増加	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>前回要望時の指定件数の見込を達成している。</p> <p>○前回要望時の見込み（指定件数） 令和元年度 71件 令和2年度 57件 2年計 128件 ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p> <p>○令和元年度の実績と令和2年度の見込み（同） 令和元年度 144件 令和2年度 115件 2年計 259件 ※雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限る</p>	
これまでの要望経緯	<p>平成23年度 創設</p> <p>平成26年度 機械及び装置の即時償却の適用期限を2年間延長</p> <p>平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ適用期限を5年間延長</p> <p>平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充</p> <p>令和2年度 事項要望</p>	
ページ	43-4	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	44	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 目的 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じた雇用機会の確保に寄与する事業を実施する企業の新規立地を支援するもの。</p> <p>② 対象となる法人 復興推進計画の認定日以降に設立された法人で、一定の要件を満たすものとして認定地方公共団体が指定したもの。</p> <p>③ 課税の特例の内容 令和3年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める。 また、特定復興産業集積区域（※1）の区域内でその再投資等準備金に係る復興特区法第2条第3項第2号イに定める事業の用に供するために機械・建物等に再投資等を行った場合、当該機械・建物等の取得等については、再投資等準備金の益金算入額を限度に即時償却を行うことができる。 （※1）東日本大震災復興特別区域法第40条第1項に規定する復興産業集積区域（その全部又は一部が、その全部又は一部の区域が東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イに規定する地域である市町村の区域に含まれるものに限る。）</p> <p>・ 特例措置の内容 本特例措置の対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で適用期限（令和3年3月31日）を3年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p>		
関係条文	<p>○東日本大震災復興特別区域法第40条</p> <p>○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3、第18条の4、第26条の3及び第26条の4</p> <p>○地方税法第23条第1項第4号、第72条の14、第72条の23第1項及び第292条第1項第4号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲3) [平年度] — (▲3)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、同地域への投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第1期復興・創生期間後も、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p>①人口の状況 岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(推計人口 R2. 4. 1/H22 国調人口:3 県沿岸等 90%、全国平均 98%)、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、女川町 57%、南三陸町 63%、山元町 71%、大槌町 71%、山田町 78%等)</p> <p>②事業活動の状況 企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県 86% (R1. 8)、宮城県 80% (R2. 3)、福島県 74% (R2. 7) となっており、中小機構仮施設入居事業者等状況調査 (R2. 3) によれば、仮設入居事業者の今後に関して (回答事業者数 246 者)、本設移住し事業再開予定と回答した事業者が 78 者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が 41 者いるという状況にある。 東北経済産業局が実施したグループ補助金交付先アンケート調査 (R1. 6) では、現在の売上状況が震災直前の水準以上まで「回復している」とした企業の割合は、46%と半数に満たない。</p> <p>③雇用の状況 岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており、(R1 工業統計/H22 工業統計:3 県沿岸等 89%、全国平均 102%) 非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。(同比、大槌町 60%、気仙沼市 64%、陸前高田市 67%、女川町 67%等)</p> <p>④面整備の状況 事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和3年度以降、約 288ha の産業用地が供給予定となっている。 また、復興道路・復興支援道路は、令和2年7月現在で約8割が供給済みであり、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月現在で約7割となっている。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定)</p> <p>Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針</p> <p>2.復興を支える仕組み</p> <p>(2)法制度</p> <p>①東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。 <p>■経済産業省の政策評価体系</p> <p>中小企業・地域経済</p> <p>福島・震災復興</p>
	政策の達成目標	沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における新規立地新設法人数の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
政策目標の達成状況	令和元年度までに復興特区法第40条に基づき指定を受けた件数は11件(うち沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における件数は9件)	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>法人の指定件数</p> <p>令和3年度 1件</p> <p>令和4年度 1件</p> <p>令和5年度 1件</p> <p>※沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に限る</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)における企業の新設を促進し、被災地における投資の促進及び雇用機会の確保に資することができる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置(復興特区法第37条から第39条まで)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>被災地における産業用地の供給の進捗等に伴い、今後、企業立地が見込まれている。そのため、企業の新設を下支えする新規立地促進税制により、引き続き雇用機会の確保を図る必要がある。また、本特例措置は、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に限定するとともに、新規に立地する法人に限定するものであり、政策目的達成手段として妥当である。</p>
<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>令和元年度までの復興特区法第40条に基づく指定の件数は11件（令和2年3月末現在）</p>	
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>	
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>本特例措置を通じて、沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）において、新たな企業の設立及び投資を促進し、雇用機会の確保に資することができる。</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>特定復興産業集積区域における新規立地新設法人数の増加</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>前回要望時において指定法人が年間8件ずつ増加する見込みであったところ、これまでの指定法人数は11件にとどまっている。新設法人の新規立地が進んでいないことによると考えられる。</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成23年度 創設 平成26年度 要件の緩和（一定の条件を満たす区域外事業所の設置を認めるもの） 平成28年度 指定を受ける際の投資規模要件を緩和した上で、期限を5年間延長 令和2年度 事項要望</p>	
<p>ページ</p>	<p>44-4</p>	

政策体系における政策目的の位置付け

中小企業・地域経済
地域産業

政策の
達成目標

○達成目標
令和3年度までに
・入域観光客数 1,200 万人
・観光収入 1.1 兆円
・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日
・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円

○測定指標
令和3年度までに
・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件
・本制度を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人

本制度を活用した観光施設への来場者数は、当初の想定よりも増加している状況にあり、当初の 70,000 人に対し、令和元年度の来場者数（現時点で判明している実績）は 727,379 人となっていることから、指標を 70,000 人から 1,400,000 人へ変更する。（設定根拠については別紙参照）。

※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。

※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。

税負担軽減措置等の適用又は延長期間

令和4年3月31日までの1年間

同上の期間中の達成目標

○達成目標
令和3年度までに
・入域観光客数 1,200 万人
・観光収入 1.1 兆円
・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5 日
・観光客一人当たりの県内消費額 9 万 3 千円

○測定指標
令和3年度までに
・本制度を活用した設備投資（累計） 8 件
・本特例を活用した観光施設への来場者数（累計） 1,400,000 人

※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、令和3年度とする。

※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）の目標値に基づき設定する。

政策目標の
達成状況

項目	年度		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入域観光客数	958 万人	1,000 万人	947 万人
観光収入	6,979 億円	7,341 億円	7,047 億円
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.75 日	3.73 日	3.7 日
観光客一人当たりの県内消費額	72,853 円	73,374 円	74,425 円

※出典：平成 30 年版観光要覧、平成 30 年度観光統計実態調査、沖縄県資料

有効性	要望の措置の適用見込み	平年度で2件、30百万円の投資税額控除の適用が見込まれることから、平年度で2件、2百万円（投資税額控除30百万円×法人住民税の税率（7%））の法人住民税の適用が見込まれる。 ※件数は沖縄県が企業への聞き取り等により試算。適用額は別紙参照。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	<p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設や集会施設等の併設による多様なニーズに対応した質の高い宿泊施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p> <p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、約3.4億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1.2億円（平成29年度～令和3年度の減収額（投資税額控除））の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した施設への来場者数 1,400,000人 ・県外客消費単価（娯楽・入場費7,178円） ・平均滞在日数 3.7日（令和元年度） <p>→県外客消費額の押し上げ効果 3億3,950千円</p> <p><算出方法> 税制措置の対象となった施設の来場者が、各施設に合計1時間滞在するものと仮定して、1時間当たりの消費額を元に推計。 $7,178円 \div 3.7日 \div 8時間（一日当たりの観光時間を8時間と想定） \times 1,400,000人 = 339,500,000円$</p> <p>※県外客消費単価は「平成30年度観光統計実態調査」による。今後の動向については、新型コロナウイルス感染症の流行による影響が生じうる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>本制度は、観光地形成促進地域において高い国際競争力を有する魅力ある観光関連施設の時宜を得た整備を促進するため、企業に対して効果的にインセンティブを与え、民間の創意を生かした新たな設備投資を促進することを目的としており、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が適当な手段である。</p> <p>また、対象施設について不断の見直しを行っており、政策目的に対応した真に必要な施設に限定している。</p> <p>本制度が延長できない場合、本制度の活用を想定して整備を進めている企業もいる中で、民間投資を呼び込む誘因が減少するほか、魅力ある観光施設の整備の遅れによる観光収入の伸びの鈍化に加え、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p>
ページ	45—3	

税負担軽減措置等の適用実績	＜過去5年間の適用実績＞										
	(単位: 件、百万円)										
	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	投資税額控除	0	0	0	0	1	2	2	15	1	44
法人住民税	-	0	-	0	-	0.3	-	2	-	6	
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<p>※投資税額控除(平成27年度～平成30年度)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。令和元年度は沖縄県調べ。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>※法人住民税(平成27年度～平成30年度)の適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)、令和元年度は投資税額控除の適用額実績に基づき試算(投資税額控除額×法人住民税の税率(県民税4%+市町村民税9.7%=13.7%))。事業所税は沖縄県調べ。</p>											

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	＜過去3年間の適用実態調査結果＞			
	(単位: 件、百万円)			
	項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法人住民税	0	0.3	2	

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。

前回要望時の達成目標

令和3年度までに

- ・入域観光客数 1,200万人
- ・観光収入 1.1兆円
- ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日
- ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	＜達成目標の達成度＞			
	項目	年度		
			平成30年度	令和元年度
	入域観光客数		1,000万人	947万人
	観光収入		7,341億円	7,047億円
	観光客一人当たりの平均滞在日数		3.73日	3.7日
	観光客一人当たりの県内消費額		73,374円	74,425円
	※出典: 平成30年版観光要覧、平成30年度観光統計実態調査、沖縄県資料			
	＜達成目標の測定指標の実現状況＞			
		平成30年度	令和元年度	
本制度を活用した設備投資	2件	1件		
上記の設備投資に伴う施設への来場者数	159,587人	727,379人		
※令和元年度は沖縄県調べ。				

<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設 平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成 29 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から 9 施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2 年間延長</p>
<p>ページ</p>	<p>45—5</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	46	府省庁名	経済産業省		
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）				
要望項目名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長				
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p>				
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項</p>				
減収見込額	[初年度]	－（▲50）	[平年度]	－（▲50）	(単位：百万円)
	[改正増減収額]	－			
要望理由	<p>(1) 政策目的 沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、平成10年度に、情報通信産業振興地域、平成14年度に情報通信産業特別地区を創設することで、より効果的に沖縄の情報通信産業の振興を図ったものである。</p> <p>今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、対象産業を効果的に集積することで、沖縄の情報通信産業の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>				

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

ページ	46—2
-----	------

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業																																																	
	政策の達成目標	1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地企業数の増加 ・ 立地企業による雇用者数の増加 ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加 2. 測定指標 ・ 本制度を活用した企業数の増加 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数の増加																																																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間																																																	
	同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 ・ 情報通信関連企業の立地企業数を令和3年度までに560社とする。 ・ 立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 ・ ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。 2. 測定指標 令和3年度までに ・ 進出後に本制度を活用した企業数 37社 ・ 進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人																																																	
政策目標の達成状況	<p>情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立地企業数(社)</td> <td>301</td> <td>346</td> <td>387</td> <td>427</td> <td>454</td> <td>470</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>24,869</td> <td>25,912</td> <td>26,627</td> <td>28,045</td> <td>29,379</td> <td>29,403</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高</td> <td>844</td> <td>1,263</td> <td>1,213</td> <td>1,379</td> <td>1,319</td> <td>1,124</td> </tr> <tr> <td>立地企業の増加率(%)</td> <td>14.4</td> <td>15</td> <td>11.8</td> <td>10.3</td> <td>6.3</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>雇用者数の増加率(%)</td> <td>4.8</td> <td>4.2</td> <td>2.8</td> <td>5.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)</td> <td>—</td> <td>49.6</td> <td>△4.0</td> <td>13.7</td> <td>△4.3</td> <td>△14.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査 ※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。</p>			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470	雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124	立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5	雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1	ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	—	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度																																													
立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470																																													
雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403																																													
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124																																													
立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5																																													
雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1																																													
ソフトウェア業一人当たりの年間売上高の増加率(%)	—	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7																																													
	ページ	46-3																																																	

有効性	要望の措置の適用見込み	今後は平年度で 19 件の適用を見込む。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税の軽減 ・事業所税の資産割の課税標準の特例。 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を(特定)情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
ページ	46—4	

(地方税の適用状況)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
法人住民税	適用額	118	91	69	70	-
事業税	適用額	0	0	0	1	-
事業所税	適用額	5	5	5	5	-

税負担軽減措置等の
適用実績

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。なお、令和元年度については同報告書が公表されていないため記載していない。

※なお、事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※地方税(事業所税)については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。また、事業所税については那覇市のみの措置。

「地方税における
税負担軽減措置等
の適用状況等に関
する報告書」に
おける適用実績

平成30年度 適用実態調査結果

- ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
法人住民税 36,143千円 事業税 一千円
- ・ 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除
法人住民税 279千円 事業税 822千円
- ・ 沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
(連結)
法人住民税 33,983千円 事業税 一千円

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※国税に連動しない場合は「-」を記載した。

ページ

46-5

【測定指標】

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数（指標）	16	19	23	27	32	37
活用企業数（実績）	21	18	17	-	-	-
活用企業数（見込み）	-	-	-	19	19	20
雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から平成30年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。

※令和元年度から令和3年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

(平成28年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成28年度適用企業数とその雇用者数：
13社、1,879人（ただし、うち2社については雇用者数不明）
- ・1社当たりの雇用者数：171人（1,879人/11社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10社
- ・平成28年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数：
1,879人+10社×171人=3,589人

(平成29年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成29年度適用企業数とその雇用者数：
15社、1,877人（ただし、うち2社については雇用者数不明）
- ・1社当たりの雇用者数：144人（1,877人/13社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5社
1,877人+5社×144人=2,597人

(平成30年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成30年度適用企業数とその雇用者数：
14社、3,866人（ただし、うち3社については雇用者数不明）
- ・1社当たりの雇用者数：351人（3,866人/11社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6社
3,866人+6社×351人=5,972人

(令和元年から令和3年度)

- ・一社当たりの雇用者数は、平成30年度沖縄県アンケート調査による推計値351人から試算。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。 ・立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 ・ソフトウェア業における一人当たり年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成20年1月時点の194社、16,317人から、平成31年1月時点で470社、29,403人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成23年度以降順調に増加している。</p> <p>また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成25年度の844万円から平成30年度の1,124万円となっており、徐々にではあるが増加している。</p> <p>これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている。</p> <p>一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的なIT（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長及び拡充 (常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) <p>平成24年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 <p>平成26年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置、特定の器具・備品1,000万円超→100万円超) <p>平成29年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>平成31年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
<p>ページ</p>	<p>46—7</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	47	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める産業高度化・事業革新促進地域において、法人税及び所得税の特例措置の拡充・延長が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充・延長を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充・延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として5年間計算。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第2号、第3号、同法第32条第1項、同法第35条第1項、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲31) [平年度] - (▲31) [改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p> <p>このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ。当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、対象産業の産業高度化・事業革新を促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るための施策である。</p> <p>今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業											
	政策の達成目標	1. 達成目標 ・沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）の増加 2. 測定指標 ・税を活用した企業数の増加 ・税を活用した設備投資額の増加											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間											
	同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 ・令和3年までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる。 2. 測定指標 令和3年度までに以下の目標を達成する。 ・本制度を活用した企業数 82社 ・本制度を活用した設備投資額 320億円 ※データ元である工業統計調査の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とする。 ※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値を用いることとする。											
政策目標の達成状況	<p>平成30年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は4,758億円であり、H24年以降増加傾向にあるものの、目標の5,600億円には達していない。</p> <p>しかしながら、本税制を活用し、製造業等が設備投資を行うことで、当該企業等の製造量等は増加し、製造品出荷額の増加につながっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td style="text-align: center;">3,972</td> <td style="text-align: center;">4,147</td> <td style="text-align: center;">4,341</td> <td style="text-align: center;">4,427</td> <td style="text-align: center;">4,758</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年工業統計調査結果（沖縄県）</p>		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年								
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,972	4,147	4,341	4,427	4,758								
有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度29件の適用を見込む。											
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポーティング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポーティング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>											
		ページ											
		47-2											

相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税及び所得税の軽減 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることはなく、必要最小限の措置となっている。</p>
ページ	47—3	

税負担軽減措置等の 適用実績	(過去5年間の適用実績)						
	(単位：件、百万円)						
			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
	法人住民税	適用額	55	39	62	40	-
	個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
事業税	適用額	4	2	17	5	-	
事業所税	適用額	0	1	0	0	-	
<p>※地方税（法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分）・地方税（事業所税）について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※算定できないものについては、「-」と記載。</p>							
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	(平成30年度実績)						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 559 千円、事業税 1,647 千円 ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特 別控除 法人住民税 37,450 千円、事業税- ・ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（連 結） 法人住民税 1,962 千円、事業税 2,894 千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「-」を記載した。</p>						

租税特別措置を活用して、平成 26 年度から平成 30 年度までに本制度を活用した企業数は 147 社で、これらの企業による設備投資額は 382 億円となっており、産業の高度化等に向けた設備投資が促進された。

なお、平成 28 年度に設定した測定指標に対し、平成 28 年度から平成 30 年度までの活用企業数の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度まで本制度を活用していた企業が、平成 28 年度以降に経済金融活性化特別地区その他の制度を活用したことなどによるものである。また、平成 28 年度から平成 30 年度までの設備投資額の実績に乖離がある要因としては、平成 27 年度までは、電気業を業種とする某企業の投資額が 100 億円以上又は 100 億円規模だったものが、平成 28 年度以降は 10 億円～20 億円規模に減少したことなどによるものである。

(測定指標)

令和 3 年度までに

- ・本制度を活用した企業数 82 社
- ・本制度を活用した設備投資額 320 億円

実績・見込：

(単位：社、百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
活用企業数 (指標)	—	—	38	44	51	60	70	82
活用企業数 (実績)	35	31	23	30	28	—	—	—
活用企業数 (見込)	—	—	—	—	—	28	29	29
設備投資額 (指標)	—	—	14,860	17,206	19,943	23,463	27,373	32,066
設備投資額 (実績)	14,573	9,493	3,253	5,982	4,950	—	—	—
設備投資額 (見込)	—	—	—	—	—	7,280	7,540	7,540

※測定指標は、H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算

※活用企業数(実績)は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

※活用企業数(見込)は、別紙「減収額・適用見込みの試算」の国税の見込み件数を合計し算出

※設備投資額(実績)は、沖縄県によるアンケート調査結果により算出

※設備投資額(見込)は、H26 年度から H30 年度までの設備投資額の合計を活用企業数の合計で除した 2.6 億円を用いて算出

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

前回要望時の達成目標

- ・令和 3 年までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を 5,600 億円に増加させる。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。

一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 28 年度時点で 4.5% (全国平均 20.7%) であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況である。

このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーター産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。

これまでの要望経緯

- 平成 14 年度
 - ・産業高度化地域 創設
- 平成 19 年度
 - ・産業高度化地域 延長
- 平成 24 年度

	<ul style="list-style-type: none">・産業高度化・事業革新促進地域 創設・産業高度化地域 廃止○平成 26 年度<ul style="list-style-type: none">・産業高度化・事業革新促進地域 拡充○平成 29 年度<ul style="list-style-type: none">・産業高度化・事業革新促進地域 延長○平成 31 年度<ul style="list-style-type: none">・産業高度化・事業革新促進地域 延長
--	--

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	48	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 <u>事業所税</u> その他（ ）		
要望項目名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に定める国際物流拠点産業集積地域において、法人税及び所得税の特例措置の延長が認められた場合に、税制上の特例措置の延長を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 国際物流拠点産業集積地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の標準課税を2分の1控除する</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第51条第2項、同法第72条第1項第3号、同法第72条の12第1号ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、同法第313条第2項</p>		
減収見込額	[初年度] ー (▲107)	[平年度] ー (▲107)	(単位：百万円)
減収見込額	[改正増減収額] ー		
要望理由	<p>(1) 政策目的 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 昭和47年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成14年度以後は、沖縄振興特別措置法に基づき、より民間主導の自律的経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、当該施策は、政府としての沖縄振興のための施策の一つであり、関税法上の保税地域制度と立地企業に対する税制及び金融上の優遇措置を組み合わせ、沖縄における企業の立地を促進するとともに、貿易の振興に資するための施策である。 今回改正（延長）の要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を、沖縄振興特別措置法の期限（令和4年3月31日）に合わせ、要望するものであり、本特例措置を延長することにより、引き続き、国際物流拠点産業の効果的な集積を図ることで、もって民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 地域産業																																																
	政策の達成目標	1 達成目標 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数の増加 ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 2 測定指標 ・本制度を活用した企業数の増加 ・本制度を活用した企業による雇用者数の増加																																																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年3月31日までの1年間																																																
	同上の期間中の達成目標	1. 達成目標 令和3年度までに次の目標を達成する。 ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を令和3年度までに260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を令和3年度までに5,400人とする。 2. 測定指標 令和3年度までに ・本制度を活用した企業数 30社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人 ※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄21世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。																																																
政策目標の達成状況	<p>アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。具体的には、平成26年度から平成30年度までの5年間に、特区内の国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）は、76社から208社へ、新規雇用者数（累計）も1,019人から3,152人へ着実に増加している。</p> <p>今後も好調な流れを維持しつつ、国際物流拠点産業の集積による産業及び貿易の振興を図る必要がある（達成目標）</p> <p>令和3年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を260社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を5,400人とする。 <p>(1) 新規立地企業数（累計） (単位：社)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>61</td> <td>103</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>75</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>126</td> <td>178</td> <td>208</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p> <p>(2) 新規雇用者数（累計） (単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>420</td> <td>829</td> <td>1,066</td> <td>1,446</td> <td>1,699</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>599</td> <td>652</td> <td>1,363</td> <td>1,413</td> <td>1,453</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,019</td> <td>1,481</td> <td>2,429</td> <td>2,859</td> <td>3,152</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p>			H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125	うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83	合 計	76	114	126	178	208		H26	H27	H28	H29	H30	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699	うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453	合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152
	H26	H27	H28	H29	H30																																													
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	33	59	61	103	125																																													
うるま・沖縄地区	43	55	58	75	83																																													
合 計	76	114	126	178	208																																													
	H26	H27	H28	H29	H30																																													
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	420	829	1,066	1,446	1,699																																													
うるま・沖縄地区	599	652	1,363	1,413	1,453																																													
合 計	1,019	1,481	2,429	2,859	3,152																																													

	要望の措置の適用見込み	今後は、平年度 91 件の適用を見込む。
有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、うるま・沖縄地区においては、半導体製造や流量計製造、医療機器製造等の高付加価値の製造業、高機能設備を有する倉庫業など、沖縄の物流ハブ機能を活かした企業の進出が続いており、同地区へ立地した企業へのアンケート調査（令和元年 9 月）では、「立地した理由」として回答者の 47%が国際物流拠点産業集積地域の税制優遇措置をあげており、企業集積に大きく寄与している。</p> <p>また、本税制による優遇措置等を企業誘致の優位性として、平成 30 年 11 月には、那覇空港内に航空関連産業クラスターの核となる航空機整備施設の供用が開始されるとともに、那覇港総合物流センターが令和元年 5 月に開業されるなど、企業集積に資する施設が整備されており、国際物流拠点産業の集積促進が期待されている。</p> <p>加えて、令和 2 年 3 月から那覇空港第 2 滑走路の供用が開始されたことで、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税及び所得税の軽減 ・事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置 ・事業所税の軽減 ・貿易手続きの簡素化及び下記の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 (2) 関税の課税物件の確定に関する特例措置 <p>保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを自由選択できる。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	ページ	48—3

税負担軽減措置等の適用実績	(過去5年間の適用実績)							
	(単位：百万円)							
	地方税	項 目		H27	H28	H29	H30	R1
		法人住民税	適用額	7	12	25	36	-
		個人住民税	適用額	-	-	-	-	-
事業税		適用額	10	10	34	36	-	
事業所税		適用額	0	0.2	0.4	0.4	-	
	<p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※地方税（事業所税）については、平成27年度から平成30年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※事業所税については那覇市のみ措置。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p>							
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>(平成30年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却 法人住民税 18,673 千円、事業税 29,884 千円 ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 法人住民税 15,550 千円、事業税 — ・ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の所得の特別控除 法人住民税 1,978 千円、事業税 5,834 千円 <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※国税に連動しない場合は「-」を、適用額がない場合は「0」を記載した。</p>							

本税制については、沖縄への投資を検討している企業を後押しするとともに、進出した企業の早期の経営安定化を図るものである。また、既に立地している国際物流拠点産業の企業における規模拡大を促進するものであり、これらにより、産業及び貿易の振興を図るものである。

本税制の活用企業数については、平成26年度の5社から、平成30年度は52社へと大きく増加しており、本県の国際物流拠点産業への投資が促進され、新規立地企業数も前述の「新規立地企業数（累計）」のとおり、着実に増加しているところである。また、推計による今後の見込みについてみると、活用企業数及び活用企業における雇用者数とも測定指標を超えて、順調に増加することが見込まれており、本税制の後押しによる投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の国際物流拠点産業の振興に寄与している。

(測定指標)

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 30社
- ・本制度を活用した企業による雇用者数 870人

実績及び将来の見込み：

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数(指標)	-	-	8	16	20	24	30	30
活用企業数(実績)	5	8	16	38	52	32	-	-
活用企業数(見込み)	-	-	-	-	-	-	90	92
雇用者数(指標)	-	-	232	464	580	696	870	870
雇用者数(実績)	65	104	208	494	676	416	-	-
雇用者数(見込み)	-	-	-	-	-	-	1,170	1,196

※測定指標はH28年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成28年度から平成30年度の活用企業数(実績)は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、雇用者数(実績)は「国際物流特区(旧うるま地区)内の立地企業における平均従業員数(13人)から試算。令和元年度は沖縄県による企業アンケート調査による件数

※令和2年度から令和3年度の活用企業数(見込み)及び雇用者数(見込み)は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数(見込み)の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)

前回要望時の達成目標

令和3年度までに次の目標を達成する。

- ・国際物流拠点産業の新規立地企業数(累計)を令和3年度までに260社とする。
- ・国際物流拠点産業の雇用者数を令和3年度までに5,400人とする。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。

立地企業における経済活動の状況として、沖縄県が施設等を管理している旧特区地域(旧那覇地区(旧自由貿易地域)及び旧うるま地区(旧特別自由貿易地域))における搬出額をみると、企業数の増加や経済活動の進展により、平成27年度の13,785百万円から令和元年度の22,611百万円と大きく増加している。

また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。

こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、令和元年現在 10.8 万トンで、成田、関空、羽田、中部に次ぐ国内第 5 位となっている。

引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。

搬出額の推移 (単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
旧自由貿易地域及び旧 特別自由貿易地域	13,785	12,744	19,562	22,754	22,611

これまでの要望経緯

- 平成 10 年度 ・自由貿易地域 拡充
・特別自由貿易地域 創設
- 平成 14 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長
- 平成 19 年度 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 延長
- 平成 24 年度 ・国際物流拠点産業集積地域 創設
・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止
- 平成 26 年度・国際物流拠点産業集積地域 拡充 (対象業種の追加等)
- 平成 29 年度・国際物流拠点産業集積地域 延長
- 平成 31 年度・国際物流拠点産業集積地域 延長

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 負担調整措置や条例減額制度による負担軽減や、経済状況に応じた所要の措置を通じて、新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により経済は大きな打撃を受けており、2020年4-6月期のGDPはリーマンショック時を超え戦後最大の落ち込みを示している。 近年全国的に多くの地点で地価が上昇しているところ、3年に1度の令和3年度固定資産評価替えによって、地価上昇地点においては税負担額が増加することとなる。新型コロナウイルス感染症の影響により土地の収益力が低下し事業の経営環境が悪化する中、固定資産税の負担増は、都市部から地方部に至る幅広い地域において、ホテル、百貨店、飲食店をはじめとする様々な業種・規模の不動産保有コストを上昇させ、感染症収束後の経済の力強い回復に水を差すおそれがある。 このため、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置や、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により、商業地の負担水準の上限を60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、及び固定資産税の負担の上昇幅を1.1以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を存置し、納税者の負担軽減を図るとともに、その他、経済状況に応じた所要の措置を講じることによって、感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする必要がある。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄） 第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く この百年に一度の危機から日本経済を守り抜く。デフレへ後戻りはさせない。</p> <p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 （3）事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）（抄） 第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方 I. 経済の現状認識 感染症の甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとしなければならない。</p> <p>・経済産業省政策評価体系 経済成長 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・名目 GDP600 兆円の実現 ・デフレ脱却・経済再生 ・都市再生・地域再生の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一

合理性	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において適用が見込まれる。 (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において適用が見込まれる。 ※地方公共団体へのアンケート調査による。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、固定資産税負担の増加は、経営環境・所得環境が悪化している幅広い事業者や個人等にとって大きな負担となり、感染症収束後の力強い経済回復に水を差すおそれがある。本特例措置は、こうした負担を軽減するため、デフレ脱却・経済再生に資するものであり、有効性の高い措置である。 また、条例減額制度について、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本制度は、民間企業の活動を刺激し、経済を活性化することでデフレ脱却や経済の再生につながるため、有効な手段であり、妥当である。 また、負担調整措置は平成6年度の固定資産税評価額を地価公示の7割とした際に、税負担の急増を緩和するため導入された措置であり、塩川自治大臣書簡で「今回の見直しは、固定資産税にとっては抜本的な改正に等しいものですが、この見直しが、いやしくも増税の目的で行うとの誤解を受けるようなことになれば大変なことになります。(中略) このように今回の固定資産税の見直しは、土地評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり増税を目的としたものではありません。」とされているところ。前述より、増税となるようなことは避けるべきであり、引き続き、負担調整措置をとることが妥当であると考えられる。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受けている状況を踏まえ、収束後の力強い経済回復に向けて、経済状況に応じた所要の措置を講じることで負担軽減を図ることが妥当である。 また、本制度のうち、条例減額制度は、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地域再生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (令和元年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において実施 (令和元年度) ※地方公共団体へのアンケート調査による。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>税負担の軽減がなされることで、企業の投資活動の活発化や労働者の賃金の上昇につながり、デフレ脱却や経済の再生に向けた好循環が生まれるため、本制度は手段として有効である。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の力強い回復に資する手段として、本制度の拡充は有効である。 また、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>都市再生・地域再生を推進する</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置) 平成 27 年度 延長 (同上) 平成 30 年度 延長 (同上)</p>

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	50		府省庁名	経済産業省		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）					
要望 項目名	生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設					
要望内容 （概要）	企業の生産力の強靱化を図るため、生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する税制の創設を検討する。					
[関係条文]	[—]					
減収 見込額	[初年度]	—	（ — ）	[平年度]	—	（ — ）
	[改正増減収額]	—				(単位：百万円)
要望理由	(1) 政策目的 — (2) 施策の必要性 —					
本要望に 対応する 縮減案	—					
			ページ	50 — 1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	事業承継ファンドから出資を受けた場合の法人税等の特例の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却、中小企業防災・減災投資促進税制の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資した独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式を除外する特例措置について、廃止する。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号 租税特別措置法第42条の6第1項、租税特別措置法施行令第27条の6第1項 〕		
増収 見込額	[平年度] — (—)	[改正増減収額] —	(単位：百万円)
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本特例措置を利用するにあたり前提となる計画認定の件数は1件にとどまっており、出資先企業による中小企業税制の適用はまだ行われていない。今後も適用件数の増加が見込まれないことから、本特例措置を廃止する。</p>		
ページ		1—1	

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>【現行制度の概要】 コージェネレーション及びこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管に係る取得価額について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の11/12に軽減する</p> <p>【見直しの内容】 令和2年度末に期限を迎える、固定資産税の課税標準の特例措置について、期限の延長をしない。</p>	
関係条文	地方税法第349条の2、同法附則第15条第31項、同法施行規則附則第6条第63項	
増収見込額	<p>[平年度] —+91.9 （ ▲91.9 ）</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>	
廃止又は縮減の理由	<p>エネルギー基本計画に位置づけられたエネルギー政策の基本的視点である、安全性を前提とした、エネルギー安定共有の確保、経済効率性の向上、環境への適合、いわゆる3E+Sの実現の観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きく、平成27年7月の長期エネルギー需給見通しにおいて、「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーションの導入促進を図る」とされている。加えて、昨今頻発する災害も踏まえ、レジリエンスの観点からもコージェネレーションを導入する一定のニーズは、引き続き存在する。</p> <p>一方、本制度については、制度開始から8年目となり令和2年度末で適用期限が到来する。現在の本制度の利用実態や他の支援制度の整備状況を踏まえると、導入促進のための一定の役割は果たしたと考えられることから、本制度の適用期限の延長は要望しないこととする。</p>	
ページ	2—1	